

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会

第4回宿泊専門委員会 次第

日 時:令和7年2月12日(水)15:00～16:30
場 所:滋賀県大津合同庁舎7階7A会議室

1 開会

2 あいさつ

3 報告事項

- (1)SAGA2024 視察報告
- (2)わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 宿泊業務報告

4 審議事項

- (1)わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 式典弁当メニューコンテスト入賞作品について
- (2)わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 弁当調製施設選定基準の一部改正について

5 その他事項

- (1)わた SHIGA 輝く国スポ 宿泊事務実施要領(案)について
- (2)わた SHIGA 輝く障スポ 宿泊事務実施要領(案)について
- (3)今後のスケジュールについて

6 閉会

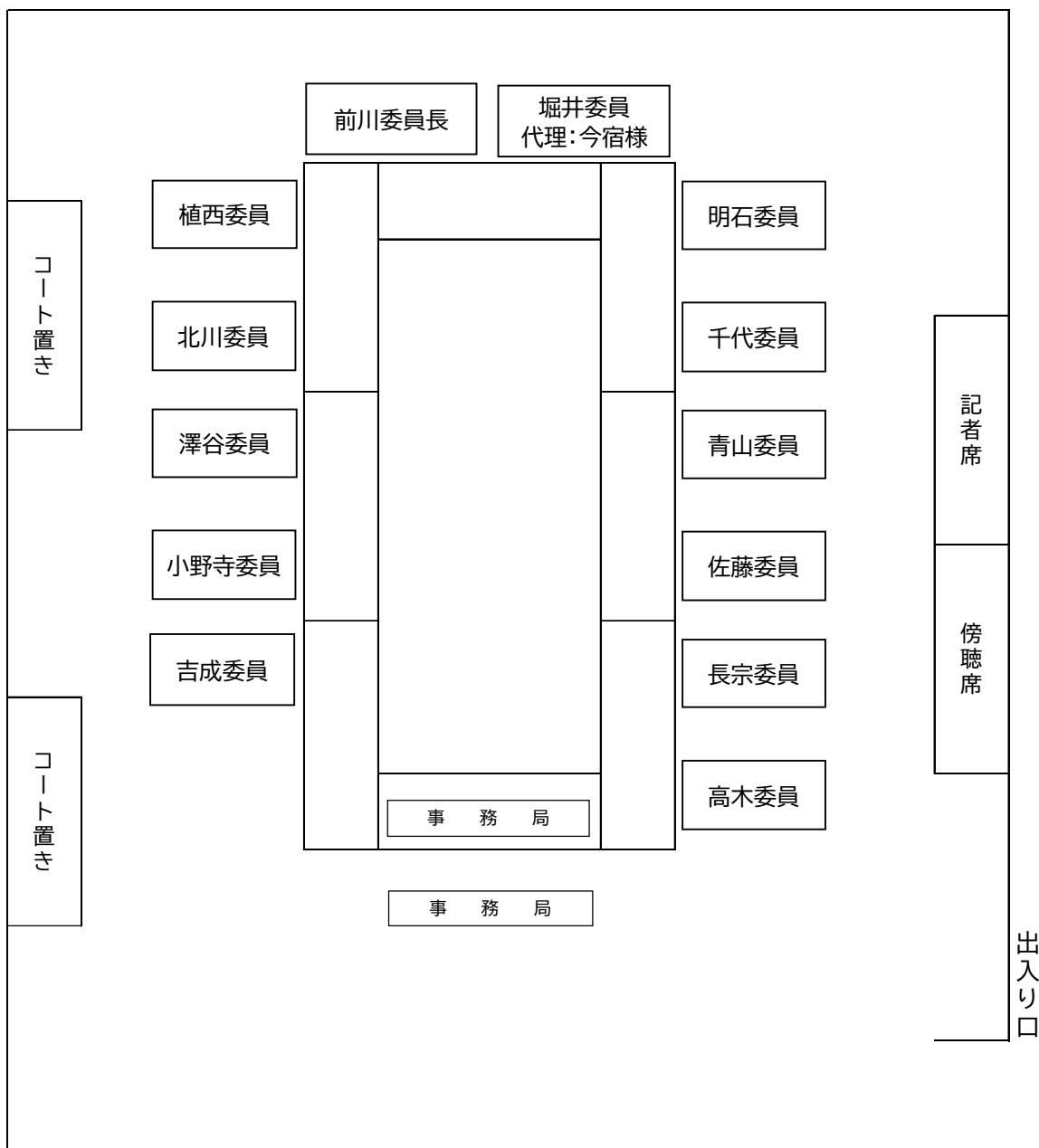


国スポ会期前競技まであと206日、

国スポまであと228日 障スポまであと255日

第4回 宿泊専門委員会 配席図

日 時：令和7年(2025年)2月12日(水)
15時00分～16時30分
場 所：大津合同庁舎7階 7A 会議室



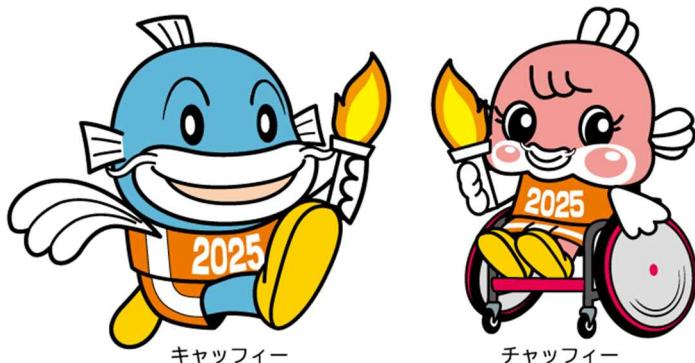


わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会



第4回 宿泊専門委員会

会議資料



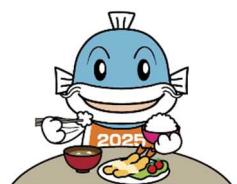
キヤッフェー

チヤッフェー

湖国の感動 未来へつなぐ



わたくし SHIGA 輝く
国スポ・障スポ 2025



第 79 回国民スポーツ大会

【会期前】

2025 年 9 月 6 日 (土) ~ 9 月 15 日 (月)

2025 年 9 月 21 日 (日) ~ 9 月 25 日 (木)

【本会期】

2025 年 9 月 28 日 (日) ~ 10 月 8 日 (水)

第 24 回全国障害者スポーツ大会

2025 年 10 月 25 日 (土) ~ 10 月 27 日 (月)

目 次

○委員名簿	…P 1
<報告事項>	
OSAGA2024国スポ・全障スポ 視察報告	…P 4
○わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 宿泊業務報告	…P16
<審議事項>	
○わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 式典弁当メニューコンテスト入賞作品について	…P24
○わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 弁当調製施設選定基準の一部改正について	…P27
<その他事項>	
○わた SHIGA 輝く国スポ 宿泊事務実施要領(案)について	…P34
○わた SHIGA 輝く障スポ 宿泊事務実施要領(案)について	…P48
○今後のスケジュールについて	…P59
<参考資料>	
○専門委員会設置規程	…P62
○滋賀県情報公開条例第 6 条	…P66
○宿泊専門委員会 会議公開方針	…P68
○宿泊専門委員会 傍聴要領	…P70
○宿泊基本方針(第 6 回常任委員会、第 7 回総会一部改正)	…P71
○宿泊基本計画(第 7 回常任委員会決定、第 7 回総会一部改正)	…P73
○わた SHIGA 輝く国スポ 宿泊要項	…P76
○わた SHIGA 輝く障スポ 宿泊要項	…P81

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員

宿泊専門委員会 委員名簿

(順不同、敬称略)

区分	機関・団体名	役職	名前
宿泊・観光	滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合	理事長	前川 炳夫
	一般社団法人 日本旅行業協会滋賀県地区委員会	委員長	植西 祐一郎
	一般社団法人 滋賀県旅行業協会	会長	北川 宏
	公益社団法人 びわこビズターズビューロー(国内誘客部)	副部長	堀井 正人
食品・衛生	公益社団法人 滋賀県栄養士会	会長	澤谷 久枝
	一般社団法人 滋賀県調理師会	理事・相談役	小野寺 和徳
スポーツ	公益財団法人 滋賀県スポーツ協会	競技力向上担当次長	辻 和美
	滋賀県障害者スポーツ協会	主幹	吉成 永部
市町関係	滋賀県市長会	事務局長	明石 芳夫
	滋賀県町村会	事務局長	千代 良明
県	滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課	課長	青山 学
	滋賀県健康医療福祉部障害福祉課	課長	佐藤 雅明
	滋賀県健康医療福祉部生活衛生課	課長	長宗 学
	滋賀県商工観光労働部観光振興局	副局長(兼) 観光企画室長	高木 和彦

報告事項

<報告事項(1)>

SAGA2024

視察報告

2025年国スポ・障スポ開催
みんなが輝く大会に!!



わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 2025

(1)大会概要について

<SAGA2024国スポ>

・会期前実施競技 I

9月5日(木)～9月17日(火)

対象競技:水泳、ローイング、バレー、ボーラー、体操、カヌー(SL・WW)

・会期前実施競技 II

9月21日(土)～10月1日(火)

対象競技:サッカー、テニス、新体操、セーリング、ソフトテニス、ライフル射撃、剣道、クレー射撃

・本会期

10月5日(土)～10月15日(火)

対象競技:上記以外28種目

<SAGA2024全障スポ>

10月26日(土)～10月28日(月)

対象競技:14種目

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会

(2)メイン会場について

<SAGAサンライズパーク>



アリーナ、水泳場、スタジアム、総合体育館からなる“複合施設”

宿泊業務 視察報告

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会

(1)宿泊人数について

<SAGA2024配宿実績(速報値)>

区分	大会	区分	宿泊総人数(延べ)	
			宿舎決定時(A)	宿泊実績(B)
国 ス ポ	SAGA2024 国スポ会期前競技 I	選手・監督	19,455	17,933
		大会役員等	3,875	3,416
		合計(A)	23,330	21,349
	SAGA2025 国スポ会期前競技 II	選手・監督	25,523	20,897
		役員等	4,592	3,909
		合計(B)	30,115	24,806
	SAGA2024 国スポ本会期競技	選手・監督	85,557	69,923
		役員等	15,993	13,857
		合計(C)	101,550	83,780
	国スポ計		154,995	129,935
障 ス ポ	SAGA2024 全障スポ	選手・監督	27,737	27,665
		役員等	989	966
	全障スポ計		28,726	28,631
	総合計		183,721	158,566

<SAGA2024県内・県外配宿実績(宿舎決定時)>

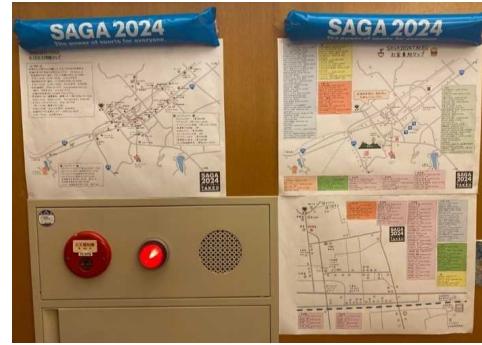
区分	県内	県外	合計
国スポ	施設数	140	147
	延べ人数	103,190	51,805
障スポ	施設数	66	56
	延べ人数	16,316	12,410
合計		122	28,726

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会

(2)宿泊施設での準備

<歓迎装飾①(卓上のぼり旗、歓迎紙、近隣マップ)>

※県および会場地市町の実行委員会から支給



わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会

(2)宿泊施設での準備

<歓迎装飾②(歓迎ポスター、ディスプレイ等)>

※宿泊施設の独自取り組み



わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会

(2)宿泊施設での準備

<宿泊支援用具の配備>

障スポ選手団の要望に応じて、宿泊支援用具を県実行委員会が準備し配布いたします。
(シャワーチェア、バスボード、防水シーツ、浴室マット、S字フック等)



わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会

(2)宿泊施設での準備

<仮設物設置(スロープ、点字シール等)>

障スポ選手団の受入れでは、仮設のスロープや点字シール等を事前に配備します。
(県実行委員会が状況に合わせ準備)

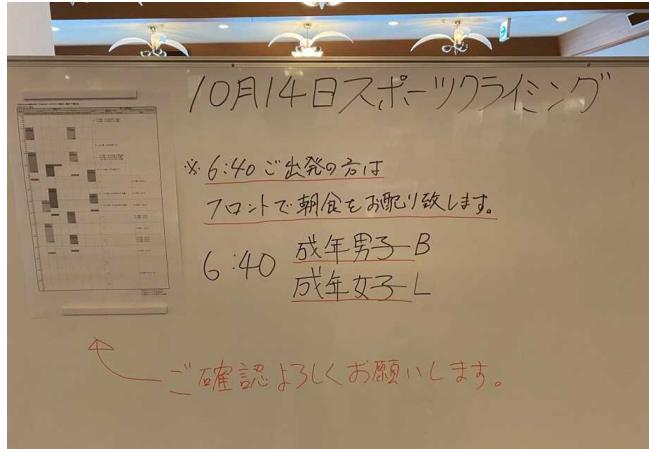


わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会

(3)宿泊施設の状況

<連絡・伝達>

ホワイトボード等で、日毎のバス時刻やタクシーの案内等、選手団への情報を発信する。

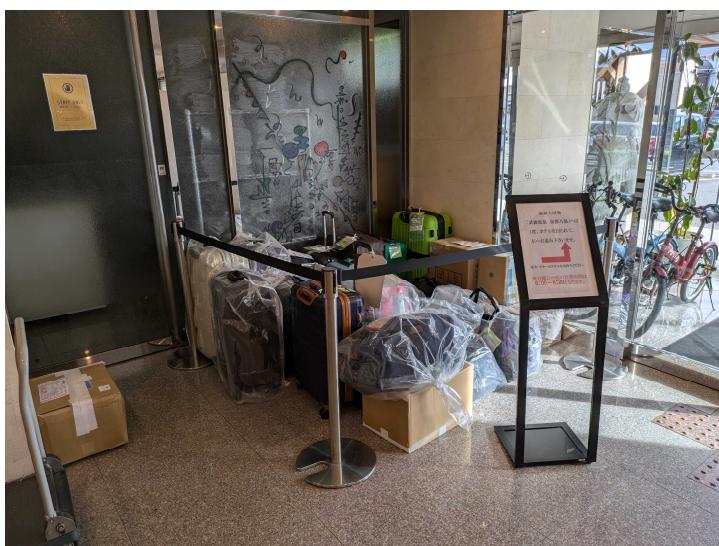


わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会

(3)宿泊施設の状況

<選手の荷物>

特に障スポ選手団において、事前に荷物を送付されるため、宿泊施設で保管をいただく。



わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会

(4)宿泊施設での食事

<食事の提供>

宿泊施設の食事会場の収容人数の問題等で宿泊者全員に食事を提供でない施設や、1泊朝食の対応で、夕食提供ができない施設は、近隣の食事施設等で食事を提供することや、弁当を用意する等の対応をされていた。



わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会

(4)宿泊施設での食事

<アレルギー対策>

料理ごとのアレルギー物質の表記や、メニュー表にアレルギー表記されている施設が多くみられた。



わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会

(4)宿泊施設での食事

<介助>

障スポでは、食事をとるのが難しい方も参加されており、選手団内の介助者が補助されていた。



わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会

MEMO

昼食弁当業務 視察報告

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会

(1) 実績数について

佐賀県実績(速報値)		式典弁当 (税抜1,000円)	競技会弁当 (税抜1,000円)	一般弁当 (税抜650円)	計
国スポ	総合リハ(2日間)			2,458	2,458
	総合開会式	3,202		3,554	6,756
	総合閉会式			2,000	2,000
	計(A)	3,202	0	8,012	11,214
障スポ	総合リハ			1,657	1,657
	公式練習		5,217	3,011	8,228
	開会式・競技1日目	2,830	3,811	8,697	15,338
	競技2日目		5,885	5,748	11,633
	閉会式・競技3日目	4,945	1,298	3,839	10,082
	計(B)	7,775	16,211	22,952	46,938
	総計(A+B)	10,977	16,211	30,964	58,152
障スポ	リハーサル大会(3日間)			5,170	63,322

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会

(2)弁当業務について

↓衛生本部(内部)



↓衛生本部(内部)



↓弁当引換所



↓弁当引換の様子



わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会

(2)弁当業務について

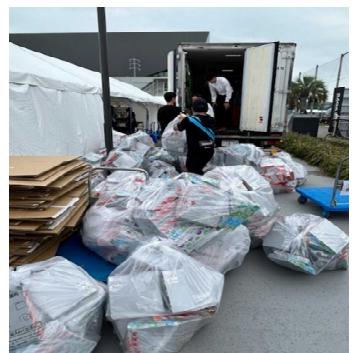
↓弁当検食



↓待機保冷車



↓弁当ガラ等回収



わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会

(3)式典弁当について

開会式式典弁当(1106kcal たんぱく質31.6g)

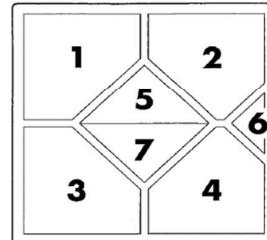


SAGA 2024

アスリート BENTO

アスリートの皆さんにベストパフォーマンスを発揮してもらうためのお弁当「アスリートBENTO」。県栄養士会や味の素(株)をはじめ多くの知恵を集め、スポーツ栄養学と美味しさを追求しました。佐賀の食材とアスリートの食に必要なコンセプトを盛り込んだお弁当をぜひお楽しみください。

THEME エネルギーチャージ & リカバリー



① リカバリー / ブルコギ風炒め (佐賀県産牛肉、佐賀たまねぎ使用)

野菜たっぷり、疲労回復に必要なビタミン補給をサポート!

② エネルギーチャージ / マーボー豆腐 (肥前さくらポーク、佐賀たまねぎ使用)

豚肉や豆腐に含まれる「ビタミンB」は、糖質をエネルギーに変換し、試合に向けたエネルギー補給をサポート!

③ 白ご飯 (さがびより使用)

④ ちらし寿司 (さがびより使用)

⑤ いかじゅうまいのあんかけ

(呼子名物いかじゅうまい)

⑥ かぼちゃの煮物

⑦ せんまいと山菜のナムル

⑧ 佐賀海苔 ※別添え

佐賀生まれのイチオシ食材!

さがびより

[米]

時間がたっても美味しい佐賀が誇るブランド米。「米の食味ランキング」で14年連続、最高「特A評価」を獲得!

協賛:さがびより/JAグループ佐賀 佐賀海苔/佐賀県有明海漁業協同組合 佐賀たまねぎ/有賀会社佐賀東部農業

佐賀海苔

[海苔]

佐賀県は海苔の販売額・販売数ともに日本トップクラス、「米の食味ランキング」で14年連続、最高「特A評価」を獲得!

佐賀たまねぎ

[野菜]

春から夏にかけて日本の食卓を支えている佐賀たまねぎ。温厚な気候と肥沃な大地で育まれ、柔らかく苦味が少なく、甘い甘味が特徴。

肥前さくらポーク

[豚肉]

専用飼料で育てられ、きめ細かいソフトな食感と鮮やかなさくら色が特徴のブランド豚肉。

レシピも掲載!
メニューの
コンセプト



わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会

(3)式典弁当について

閉会式式典弁当(868Kcal たんぱく質38.4g)

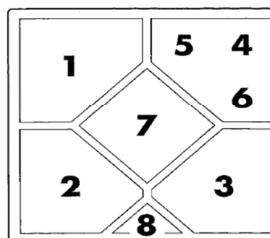


SAGA 2024

アスリート BENTO

アスリートの皆さんにベストパフォーマンスを発揮してもらうためのお弁当「アスリートBENTO」。県栄養士会や味の素(株)をはじめ多くの知恵を集め、スポーツ栄養学と美味しさを追求しました。佐賀の食材とアスリートの食に必要なコンセプトを盛り込んだお弁当をぜひお楽しみください。

THEME リカバリー



① リカバリー / 鶏肉のトマトカレー煮添え (骨太有明鶏、佐賀たまねぎ使用)

野菜たっぷり、疲労回復に必要なビタミン補給をサポート!

② 白ご飯 (さがびより使用)

③ 焼めし (さがびより使用)

④ れんこんと人参のきんぴら

(白石れんこん使用)

⑤ ごぼうとひじきの和風サラダ

⑥ さつまいもの煮物

⑦ 豆腐ハンバーグの甘酢あんかけ

⑧ 漬物

⑨ 佐賀海苔 ※別添え

佐賀生まれのイチオシ食材!

佐賀海苔

[海苔]

佐賀県は海苔の販売額・販売数ともに日本トップクラス、「米の食味ランキング」で14年連続、最高「特A評価」を獲得!

さがびより

[米]

春から夏にかけて日本の食卓を支えている佐賀たまねぎ。温厚な気候と肥沃な大地で育まれ、柔らかく苦味が少なく、甘い甘味が特徴。

骨太有明鶏

[鶏肉]

カルシウムが豊富な有明海産のカキガラを含むオリジナル飼料で、骨が丈夫で健康に育てられた高品質の鶏肉。

白石れんこん

[根菜]

重粘土質の土壌で育てられた白石れんこんはホクホクモチモチした食感が特徴。

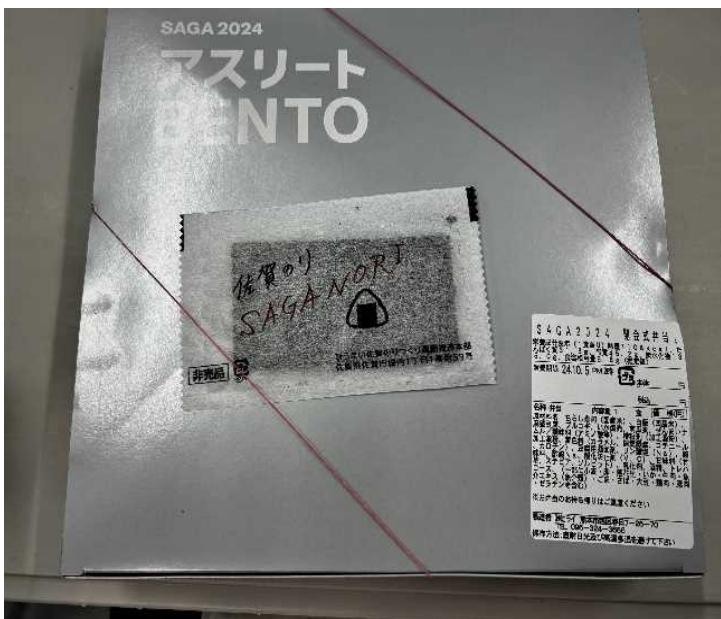
レシピも掲載!
メニューの
コンセプト



わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会

(3)式典弁当について

弁当外箱



お茶(紙パック)



わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会

MEMO

<報告事項(2)>

わた SHIGA 輝く 国スポ・障スポ 宿泊業務報告について

2025年国スポ・障スポ開催
みんなが輝く大会に!!



わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 2025

(1)わたSHIGA輝く国スポ宿泊要項について

第3回宿泊専門委員会(令和6年5月開催)において審議決定いただいた「わたSHIGA輝く国スポ宿泊要項(案)」は、令和6月開催「第1回国民スポーツ大会委員会」において承認されました。

年月	内容	相手先
R6/3	JSPO「都道府県体育・スポーツ協会国スポ連絡会議」で説明 【変更検討内容の説明】【意見照会(1回目)を実施】	都道府県スポーツ協会
R6/4	宿泊要項の内容に関する意見照会(2回目)を実施 【意見照会(1回目)を受け修正した「変更案」を提示し、意見照会(2回目)を実施】	都道府県スポーツ協会
R6/4～5	わたSHIGA輝く国スポ宿泊要項の検討状況の通知 【宿泊取消料規定変更の検討状況について通知】	都道府県スポーツ主管課
R6/5	JSPO「国スポ委員会 競技運営部会」で説明 【宿泊要項の検討内容について説明】	中央競技団体
R6/5	宿泊要項(案)の最終概要の通知 【意見照会(2回目)を受けた最終内容の通知】	都道府県スポーツ協会
R6/6	JSPO国民スポーツ大会委員会で「宿泊要項」が決定	
R6/6	「わたSHIGA輝く国スポ宿泊要項」の決定内容を通知 【わたSHIGA輝く国スポ宿泊要項の決定内容】	都道府県スポーツ協会 中央競技団体
R6/6～7	宿泊施設説明会で説明 【県内外の宿泊施設に対しわたSHIGA輝く国スポ宿泊要項を説明】	宿泊施設
R6/7	都道府県スポーツ主管課への依頼について通知 【宿泊取消料規定の変更の説明と派遣費での対応を依頼】	都道府県スポーツ協会 都道府県スポーツ主管課
R6/12	「都道府県体育・スポーツ協会連合会事務局職員研修会」で説明 【宿泊要項の内容を説明】	都道府県スポーツ協会
R7/3 <予定>	JSPO「都道府県体育・スポーツ協会国スポ連絡会議」で説明 【宿泊要項の内容および申込の注意点を説明】	都道府県スポーツ協会
R7/5 <予定>	JSPO「国スポ委員会 競技運営部会」で説明 【宿泊要項の内容および申込の注意点を説明】	中央競技団体

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会

(2)配宿業務委託について

国スポ・障スポの配宿業務については、各業務について、令和5年度から、公募型プロポーザル方式により選定された株式会社JTB滋賀支店からなるJNOSA共同企業体に業務委託を行い、今年度は、主に以下について業務を進めました。

業務内容	対象
①宿泊施設向け説明会	国スポ・障スポ
②宿泊施設の客室確保	国スポ・障スポ
③バリアフリー調査	障スポ
④車いす同行調査	障スポ

①宿泊施設向け説明会について

令和5年度に引き続き、国スポ・障スポの宿泊業務の説明および客室提供の協力依頼のため、県内7地域において、県内および京都市の配宿想定施設を対象に開催しました。欠席施設および京都市以外の県外施設については、後日に個別訪問し説明いたしました。

会場	日程	対象市町	対象数	参加数	欠席数	参加率
①甲賀	6/26	甲賀市・湖南市	21	10	11	47.6%
②東近江	6/27	近江八幡市・東近江市・日野町・竜王町	24	16	8	66.7%
③高島	7/1	高島市	35	27	8	77.1%
④大津	7/3	大津市・京都市	113	37	76	32.7%
⑤湖東	7/4	彦根市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町	22	19	3	86.4%
⑥南部	7/5	草津市・守山市・栗東市・野洲市	23	18	5	78.3%
⑦湖北	7/6	長浜市・米原市	24	14	10	58.3%
合計			262	141	121	53.8%

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会

②宿泊施設の客室確保について<国スポ>

令和5年度に引き続き、県内外の宿泊施設に対し、客室提供の依頼を行いました。

各会期における、宿泊想定人数(先催県の宿泊実績から想定)に対する確保状況は以下のとおりです。

<国スポの客室確保状況>

(R7年1月15日時点)

会期	最大日	同日宿泊想定人数	同日確保人数	確保率
会期前①	9/13	2,840	3,233	113.9%
会期前②	9/20	822	1,290	156.9%
本会期	10/3	14,122	<u>18,432</u>	130.5%

※本会期：ライフル(大阪府能勢町)、馬術(兵庫県三木市)を除く
※宿泊想定人数は現時点の想定

県内(134施設)：13,219人、県外(73施設)：5,213人

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会

②宿泊施設の客室確保について<障スポ>

国スポと同時に客室提供の依頼を行い、宿泊想定人数（先催県の宿泊実績から想定）に対する確保状況は以下のとおりです。

<障スポの客室確保状況>

(R7年1月15日時点)

会期	最大日	同日 宿泊想定人数	同日 確保人数	確保率
障スポ	10/25	6,482	<u>9,218</u>	142.2%

※宿泊想定人数は現時点の想定

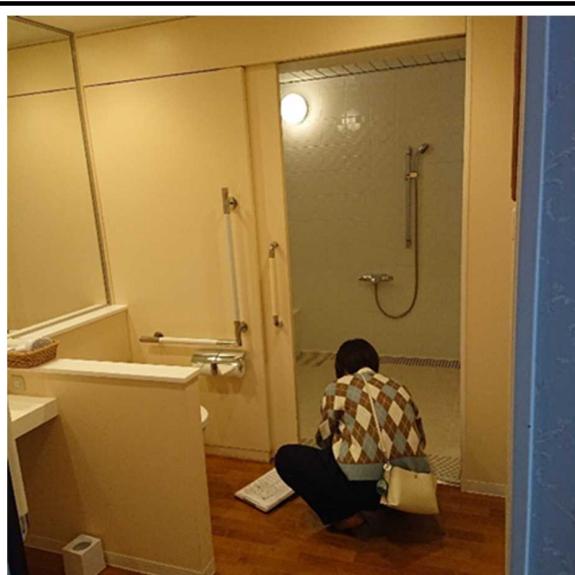
県内(80施設) : 9, 218人

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会

③バリアフリー調査について

障スポ配宿対象の全施設を訪問し、施設内外のバリアフリー状況について調査を行いました。

調査結果に基づき、参加者の障害適性に配慮した配宿計画となるよう調整を行っております。



←浴室入口の幅測定

↓エレベーター内の低操作盤・点字の確認



④車いす同行調査について

バリアフリー調査と合わせて、車いす使用者の配宿が想定される施設について、車いす使用者に同行いただき、設備内容について調査をおこないました。

玄関や部屋入口に段差がある場合に仮設スロープを配備する等の対策を実施してまいります。

→部屋入口の幅確認



→ユニットバス内の確認



→仮設スロープ



→グレーチングカバー



わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会

MEMO

調査票について

わたSHIGA輝く障スポ

施設名	滋賀ホテル		
-----	-------	--	--

①施設情報	郵便番号	111-1111	住所	滋賀県●●市○○町1-1-1				パンフレット	平面図	
	最寄指定乗降地	委託先記入	電話番号	000-0000-0000		FAX番号	000-0000-0000			
	ホームページ		http://www.-----						無	
②駐車場	施設敷地内駐車場			有	バス駐車台数	2台	乗用車台数	30台	路面	舗装
③乗降場所	玄関前	可能		敷地内	不可		周辺			
④玄関周り	敷地→玄関	段差	1段	階段	無	高さ	8cm	スロープ	無	
	玄関→ロビー	段差	1段	階段	無	高さ	10cm	スロープ	有	
	玄関ドア	自動ドア		左右開き	ドア幅	140cm				
	ロビースペース	1階 広め		待合スペース		有	待合椅子数		20席	
⑤エレベーター	基數	2	定員	13名	入口幅	80cm	横幅	140cm	奥行	120cm
	低操作盤	有	点字シール	無	音声案内	無	手摺	無		
⑥廊下等	廊下幅	160cm	段差	有(3段)	15cm	スロープ	無			
⑦障害者対応設備	障害者用トイレ①	障害者用トイレ②				共用ルーム 設置の有無	補助犬受入 実績の有無	手話対応 可否		
	トイレの有無	フロア	箇所数	オストメイト設備	フロア	箇所数	オストメイト設備			
	有	1階	1箇所	有				委託先記入	無	否
⑧食事会場	朝食会場(予定)	レストランカトレア		対応可能時間	7:00~9:00	夕食会場(予定)	宴会場「琵琶湖」		対応可能時間	18:00~20:00
	フロア	収容人数	入口段差	席形式	食事提供形式	フロア	収容人数	入口段差	席形式	食事提供形式
	1階	50名	無	椅子テーブル	バイキング	2階	120名	無	座敷	お膳
⑨共同浴室	男性用浴室				女性用浴室					
	有無	対応人数	入口段差	手摺	入浴終了時間	対応人数	入口段差	手摺	入浴終了時間	
	有	20名	10cm	無	23:00	20名	10cm	無	23:00	
⑩その他	インターネット環境			ランドリー(施設内)		ランドリー(近隣)		ドアストッパー		
	全館	室内	ロビー	洗濯機	乾燥機	有無	距離	有無	独立・備付	個数
	無	Wi-Fi	LAN回線	3台	3台	有	車5分	有	独立	1
⑪客室情報	施設内客室(客室詳細はお部屋により異なるため例となります。入室のお部屋ではありません。)									
タイプI	定員	ベット数	広さ	補助ベット	室内設備		ドア開け方	ドア幅	入口段差	手摺
シングルA	1	1	15m	無	部屋入口		内開き	75cm	無	
	室内での車いすの自由度 (直径1.5m円の確保が目安)			無	トイレ		ユニット	67cm	15cm	無
				風呂	ユニット	内開き				無
備考:										
タイプII	定員	ベット数	広さ	補助ベット	室内設備		ドア開け方	ドア幅	入口段差	手摺
シングルB	1	1	18m	無	部屋入口		内開き	75cm	無	
	室内での車いすの自由度 (直径1.5m円の確保が目安)			無	トイレ	独立	スライド	75cm	20cm	有
				風呂	独立	内開き	77cm	無		無
備考:										
タイプIII	定員	ベット数	広さ	補助ベット	室内設備		ドア開け方	ドア幅	入口段差	手摺
ツイン	2	2	24m	無	部屋入口		内開き	75cm	無	
	室内での車いすの自由度 (直径1.5m円の確保が目安)			有	トイレ		ユニット	67cm	15cm	無
				風呂	ユニット	内開き				無
備考:										
タイプIV	定員	ベット数	広さ	補助ベット	室内設備		ドア開け方	ドア幅	入口段差	手摺
和洋室	6	2	36m	無	部屋入口		内開き	75cm	無	
	室内での車いすの自由度 (直径1.5m円の確保が目安)			有	トイレ	独立	スライド	75cm	20cm	有
				風呂	独立	内開き	77cm	無		無
備考:和室は畳10畳4名利用										
タイプV	定員	ベット数	広さ	補助ベット	室内設備		ドア開け方	ドア幅	入口段差	手摺
ユニバーサル	2	2	32m	無	部屋入口		スライド	90cm	無	
	室内での車いすの自由度 (直径1.5m円の確保が目安)			有	トイレ		ユニット	90cm	無	有
				風呂	ユニット	スライド				有
備考:4階に1室のみ										

審議事項

その他事項

<その他事項(1)説明資料>

わた SHIGA 輝く国スポ 宿泊事務実施要領(案) について

2025年国スポ・障スポ開催
みんなが輝く大会に!!



わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 2025

わたSHIGA輝く国スポ宿泊事務実施要領について

「わたSHIGA輝く国スポ宿泊要項」に基づき、宿泊要項適用者に係る宿泊業務の実施に関して必要な事項（宿泊申込方法、宿泊申込期限、精算等）を定めるもの。

宿泊事務実施要領のポイント

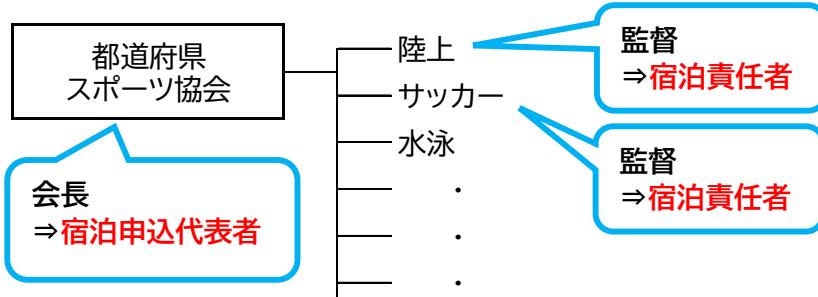
2 宿泊申込み手続き

- (1)宿泊申込代表者
- (2)宿泊責任者

(3)宿泊の申込み

ア 宿泊申込システム

わたSHIGA輝く国スポの宿泊申込みは、宿泊申込システムにより申し込まなければならない。



わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会

わたSHIGA輝く国スポ宿泊事務実施要領について

才 申込期限

(ア)事前登録:令和7年6月16日(月)

(イ)宿泊本申込

区分	対象競技	申込期限
都道府県選手団 (選手・監督)、 競技会役員、 競技役員(県内・ 県外)	水泳、バレーボール(ビーチバレーボール)、 体操、ローイング、レスリング、セーリング、 自転車、相撲、カヌー、ボウリング、ゴルフ、 トライアスロン	令和7年8月15日(金)まで
	上記以外の競技	令和7年9月1日(月)まで
都道府県選手団 (本部役員)、 視察員、報道員、 大会役員、特別 招待者、その他 大会関係者	水泳、バレーボール(ビーチバレーボール)、 体操	令和7年7月30日(水)まで
	自転車	令和7年8月5日(火)まで
	上記以外の競技	令和7年8月12日(火)まで

※宿泊申込期限以降は、宿泊申込みを受け付けない。

わたSHIGA輝く国スポ宿泊事務実施要領について

力 団体競技に参加する選手・監督の宿泊申込みについて

対象団体競技は、**競技会開始日から最終日の前日までの宿泊**について、**対戦相手との同宿や宿替えを含めた配宿を行い、予め、勝ち残り数のみの客室を確保することで、競技敗退翌日以降の宿泊取消しにより不要となる客室を可能な限り削減します。**なお、競技敗退日の翌日以降の客室は確保しない。

(ア) 対象団体競技

対象競技については、競技特性や宿泊施設の確保状況も踏まえ、会場地市町等と調整中。

【現状の想定競技】

水泳(水球)、サッカー、ホッケー、バレーボール(6人制)、バスケットボール、ハンドボール、軟式野球、ソフトボール、ラグビーフットボール、高等学校野球(硬式・軟式)

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会

わたSHIGA輝く国スポ宿泊事務実施要領について

(イ)宿泊申込日程

参加競技種別の競技会**開始日から最終日の前日泊までは全て申し込むこと**とし、競技会最終日は必要に応じて申し込むこと。

(ウ)宿泊取消料について

競技敗退日の翌日以降の宿泊取消しにより不要となる客室が**発生しない場合、取消料は不要。**

<各宿泊施設の宿泊取消料規定を適用する場合>

- ・合同配宿本部が**指定した宿舎に宿泊しない**場合。
- ・各競技別実施要項に定める「**3 種別(種目)及び参加人員**」に**定める人数を超えて宿泊を申し込む**場合、参加人員を超える人員分について宿泊取消料が発生する可能性がある。
- ・参加する競技種別の**最終日について宿泊を申し込み、取り消した**場合。

わたSHIGA輝く国スポ宿泊事務実施要領について

(5)宿泊の変更および取消し 才宿泊取消料

(ア) 大会参加の取消しや競技敗退等、やむを得ない理由により宿泊を取り消した場合の宿泊取消料は、**各宿泊施設の宿泊取消料規定を適用**する。なお、宿泊取消料規定の上限は、下表のとおりとする。

宿泊取消の申出区分	宿泊取消料	備考
宿泊予定日の9日前まで	不要	
宿泊予定日の8日前から宿泊予定日の4日前まで	宿泊料金(税抜)の20%	素泊まりまたは欠食で申し込んだ場合は、その料金(税抜)を宿泊料金とする。
宿泊予定日の3日前から宿泊予定日の前日まで	宿泊料金(税抜)の50%	
宿泊予定日当日	宿泊料金(税抜)の100%	

※災害等により、競技会が中止となった場合、荒天等による競技会会期の短縮決定により、宿泊取消を申し出た場合は、取り消した泊数に関わらず、**一人につき1泊分の取消料のみ**とする。

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会

わたSHIGA輝く国スポ宿泊事務実施要領について

3 宿泊料金等の精算

- (1) 宿泊料金等の精算は、**各宿舎の指定する方法**により精算を行う。
- (2) 宿舎と宿泊責任者は、宿泊日ごとに宿泊人数、欠食の有無等の宿泊内容について、**宿泊連絡票(様式1)**等により互いに確認する。
- (3) 宿舎と宿泊責任者は、互いに確認した宿泊内容に基づき、**宿泊精算確認書(様式2)**により、宿泊責任者の退宿時までにその支払額を確定する。

<その他事項(1)>

わたSHIGA輝く国スポ 宿泊事務実施要領(案)

1 趣旨

この要領は、「わた SHIGA 輝く国スポ 宿泊要項」(以下「宿泊要項」という。)に基づき、宿泊要項適用者に係る宿泊業務の実施に関して必要な事項を定める。

2 宿泊申込み手続き

(1) 宿泊申込代表者

わた SHIGA 輝く国スポ合同配宿本部(以下「合同配宿本部」という。)は、わた SHIGA 輝く国スポ(第79回国民スポーツ大会)に参加し、または派遣される者の宿泊申込みに関して以下の区分ごとにそれぞれ宿泊の申込みに関する責任を負う者(以下「宿泊申込代表者」という。)を指定する。

宿泊申込代表者は、宿舎の責による場合を除き、当該区分に定める者の宿泊の申込みについて最終的な責任を負う。

区分	宿泊申込代表者		
都道府県選手団	選手・監督	各都道府県スポーツ協会会長	
	本部役員		
視察員(後催県視察員を除く)			
競技会役員		滋賀県内の各競技団体の長	
競技役員	県内	全国を統括する各競技団体の長	
	県外		
報道員		宿泊希望のあった各社の代表者	
大会役員		宿泊希望のあった各団体等の代表者	
特別招待者			
その他大会関係者 (後催県視察員を含む)			

※ その他大会関係者とは、大会運営に参加する者で、合同配宿本部が宿泊を必要と認めた者をいう。

(2) 宿泊責任者

ア 宿泊申込代表者は、宿泊者の中から、宿泊日が同一のグループまたは行動を共にするグループごとに宿泊責任者を定める。

ただし、行動を共にする者がいない宿泊者については、その者を宿泊責任者として取り扱う。

イ 宿泊責任者は、宿泊者を代表し、宿泊者と宿舎との間で必要な事務の処理に当たる。

<その他事項(1)>

(3) 宿泊の申込み

ア 宿泊申込システム

わた SHIGA 輝く国スポの宿泊申込みは、宿泊申込システム（合同配宿本部が運営し、インターネットを介して、宿泊申込みを受け付け処理するシステムをいう。以下「システム」という。）により申込まなければならない。

ただし、システムに異常等があり、システムによる宿泊申込みが困難な場合は、ファクシミリ、郵便またはメールによる申込みができるものとする。

イ 宿泊申込みに必要なID・パスワード等の通知

合同配宿本部は、システムを利用した宿泊申込みに必要なID・パスワード等を宿泊申込代表者に通知する。

ウ 申込方法

宿泊申込代表者はシステムにアクセスし、合同配宿本部から通知されたID・パスワードを入力してログインし、宿泊申込入力画面に必要事項を入力の上申し込む。

なお、合同配宿本部は上記ID・パスワードによりログインした者が行った宿泊申込みについて、宿泊申込代表者本人により行われたものとして取り扱う。

エ 申込先

わた SHIGA 輝く国スポ配宿センター

住 所:〒520-0037

滋賀県大津市御陵町 4-1 滋賀県立スポーツ会館 2階

電 話:077-510-1370

F A X:077-510-1378

システムのインターネットアドレス:shigakokuspo_stay@bsec.jp

オ 申込期限

(ア) 事前登録

区分	申込期限
都道府県選手団本部役員、観察員、競技会役員、競技役員（県内、県外）、報道員、大会役員、特別招待者、その他大会関係者	令和7年6月16日（月）まで

（注）事前登録のない場合、宿泊本申込は認められない。

<その他事項(1)>

(イ) 宿泊本申込

区分	対象競技	申込期限
都道府県選手団(選手・監督)、競技会役員、競技役員(県内・県外)	水泳、バレー、バレーボール(ビーチバレー、ボール)、体操、ローイング、レスリング、セーリング、自転車、相撲、カヌー、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン	令和7年8月15日(金)まで
	上記以外の競技	令和7年9月1日(月)まで
都道府県選手団(本部役員)、視察員、報道員、大会役員、特別招待者、その他大会関係者	水泳、バレー、バレーボール(ビーチバレー、ボール)、体操	令和7年7月30日(水)まで
	自転車	令和7年8月5日(火)まで
	上記以外の競技	令和7年8月12日(火)まで

(注)宿泊申込期限以降は、宿泊申込みを受け付けない。

カ 団体競技に参加する選手・監督の宿泊申込みについて

以下の対象団体競技において、対象競技の各種別の競技会開始日から競技会最終日の前日までの宿泊について、対戦相手との同宿や宿替えを含めた配宿をおこない、勝ち残り数のみの客室確保を行うことで、可能な限り競技敗退日の翌日以降の宿泊取消しにより不要となる客室が発生しない配宿を行う。なお、競技敗退日の翌日以降の客室は確保しない。

(ア) 対象団体競技

※対象団体競技について、現在調整中。

(イ) 宿泊申込日程

競技の参加者については、競技種別の競技会開始日から競技会最終日の前日泊まで全て申し込むこととし、参加する競技種別の最終日は必要に応じて申し込むこと。また、宿泊の変更および取消しについては、「2(5)ア」によらず、宿泊申込後は、大会への参加取消し等の特別な事情が無い限り認めない。なお、宿泊が可能な日程は、参加する競技種別の競技会開始日の4日前からとする。

<その他事項(1)>

(ウ) 宿泊取消料について

宿泊取消料は、「2(5)オ」のとおりとするが、上記の対象団体競技においては、競技敗退日の翌日以降の宿泊取消しにより不要となる客室が発生しない場合は宿泊取消料を不要とする。ただし、以下については、各宿泊施設の宿泊取消料規定を適用する。

- ・合同配宿本部が指定した宿舎に宿泊しない場合。
- ・各競技別実施要項「3 種別(種目)及び参加人員」に定める人数を超えて宿泊を申し込む場合、参加人員を超える人数分について宿泊取消料が発生する可能性がある。
- ・参加する競技種別の最終日について宿泊を申し込み、取り消した場合。

(4) 宿舎の決定

- ア 合同配宿本部は、宿泊申込みを受理した後に、宿舎の決定を行う。
- イ 合同配宿本部は、宿舎を決定した場合には、宿泊申込代表者が宿舎決定通知書をシステムの画面上から確認できるようにする。
- ウ 合同配宿本部は、宿舎を決定した場合には、当該宿泊施設(以下「指定宿舎」という。)に対し、配宿決定通知書兼宿舎確認回答書を送付する。
- エ 合同配宿本部は、宿舎を決定した場合には、会場地市町実行委員会(以下「会場地委員会」という。)に対し、配宿結果のデータをシステムにより確認できるようにする。

(5) 宿泊の変更および取消し

ア 宿舎決定後の宿泊の変更および取消し(以下「宿泊変更等」という。)については、大会への参加取消し等の特別な事情がない限り認めない。ただし、「2(3)カ」で対象とする団体競技の宿泊変更等は、「2(3)カ(イ)」に記載のとおりとする。

また、都道府県選手団等の宿泊に関し、不適切な対応が発生した場合は、「第68回国民体育大会における宿泊について」(平成25年9月11日付け第25回体協国体発第85号)の趣旨に基づき、合同配宿本部から日本スポーツ協会へ報告し、同協会国民スポーツ大会委員会において関係団体に対する処分等が協議される。

イ 前号に掲げる事情による宿泊変更等の受付開始時期は、合同配宿本部が宿舎決定通知書をシステムの画面上で確認できるようにしたとき以降とする。

ウ 宿泊申込代表者が宿泊変更等を行う場合は、システムを利用し、宿泊変更・取消画面に変更内容を入力の上、合同配宿本部に申し込む。

ただし、システムに異常等があり、システムによる宿泊変更等が困難な場合は、ファクシミリ、郵便またはメールによる申込みができるものとする。

エ 合同配宿本部は、受理した宿泊変更等の内容を速やかに指定宿舎に連絡し、調整を行う。

<その他事項(1)>

なお、調整結果については、宿泊申込代表者が宿舎決定通知書をシステムで確認できるようにし、その処理結果を記録する。

オ 宿泊取消料

(ア) 宿泊を取り消した場合の宿泊取消料は、各宿泊施設の宿泊取消料規定を適用する。なお、宿泊取消料規定の上限は、下表のとおりとする。

宿泊取消の申出区分	宿泊取消料	備考
宿泊予定日の9日前まで	不要	
宿泊予定日の8日前から 宿泊予定日の4日前まで	宿泊料金(税抜)の 20%	素泊まりまたは欠食で申し込んだ場合は、その料金(税抜)を宿泊料金とする。
宿泊予定日の3日前から 宿泊予定日の前日まで	宿泊料金(税抜)の 50%	
宿泊予定日当日	宿泊料金(税抜)の 100%	

(注)・荒天等による交通機関の不通で、指定宿舎への到着が困難な場合は、宿泊責任者が指定宿舎と協議して取消料を決定する。

- ・入宿前後に関わらず、災害等(地震、風水害、感染症等)により、競技会(種目・種別)が中止となった場合、荒天等による競技会会期の短縮決定により、宿泊取消を申し出た場合は、取り消した泊数に関わらず、一人につき1泊分の取消料のみとする。

(イ) 宿泊申込後、変更・取消しの申し出がない場合の取消料は、「2(5)オ(ア)」の定めに関わらず、宿泊料金(税抜)の全額とする。

(ウ) 宿泊取消料は、宿泊責任者または本人が指定宿舎へ支払うものとする。

また、宿泊責任者または本人が宿泊取消料を支払うことができない場合は、宿泊申込代表者が最終責任を負う。

3 宿泊料金等の精算

- (1) 宿泊料金、休憩料金、入湯税、宿泊税および宿泊取消料(以下「宿泊料金等」という。)の精算は、宿泊要項の定めるところにより、指定宿舎の指定する方法により精算を行う。
- (2) 指定宿舎と宿泊責任者は、宿泊日ごとに宿泊人数、欠食の有無等の宿泊内容について、宿泊連絡票(様式1)等により互いに確認する。
- (3) 指定宿舎と宿泊責任者は、互いに確認した宿泊内容に基づき、宿泊精算確認書(様式2)により、宿泊責任者の退宿時までにその支払額を確定する。
- (4) 指定宿舎は、宿泊精算確認書3片のうち1片を退宿時に宿泊責任者に交付し、1片を速やかに合同配宿本部へ送付する。また、残りの1片は指定宿舎が保管する。
- (5) 指定宿舎は、宿泊精算確認書に基づき、宿泊責任者を債務者として宿泊料金等を請求する。

<その他事項(1)>

4 宿舎における紛議

指定宿舎における紛議が生じた時は、次により解決する。

- (1) 指定宿舎は、速やかに宿泊責任者との間でその処理に当たる。
- (2) 宿泊に係る紛議について、当事者の間において解決することが困難な場合、合同配宿本部がその処理に当たる。

5 個人情報の取り扱い

宿泊申込みに記載された個人情報は、適切な管理に努めるとともに、合同配宿本部において宿泊業務に限り利用し、その他の目的に利用しない。

また、収集した個人情報は、わた SHIGA 輝く国スポーツ終了後、統計資料作成に利用した後、削除する。

6 その他

この要領に定めのない事項については、合同配宿本部が別に定める。

(様式1)

わたSHIGA輝く国スポ 宿泊連絡票

提出日時 月 日

この用紙は、変更、確認不足等によるトラブルを避けるためのものであり、宿泊日数に応じた枚数をチェックイン時にお渡ししております。
お手数ではございますが、毎日に宿泊責任者(宿泊者)様がご記入いただき、毎朝ご出発前にフロントへご提出ください。

1.宿泊施設名

--

2.宿泊団体

参加区分	都道府県	競技種目	競技種別
<input type="checkbox"/> 選手・監督 <input type="checkbox"/> 競技会役員	※報道員は、会社名を記入	※選手・監督、競技会役員、競技役員のみ記入	※選手・監督のみ記入
<input type="checkbox"/> 都道府県本部役員 <input type="checkbox"/> 競技役員			<input type="checkbox"/> 成年 <input type="checkbox"/> 男子 <input type="checkbox"/> 女子
<input type="checkbox"/> 視察員 <input type="checkbox"/> 報道員			<input type="checkbox"/> 少年 <input type="checkbox"/> 男子 <input type="checkbox"/> 女子
<input type="checkbox"/> その他大会関係者 <input type="checkbox"/> その他 ()			

※参加区分、競技種別については、該当する箇所に☑をお願いします。

3.前日 (月 日) の宿泊実績は下記になります。

宿泊内訳	1泊2食	1泊朝食	1泊夕食	素泊まり	計
	名	名	名	名	名

4.宿泊人数の確認

本日の宿泊計	名
--------	---

5.食事人数の確認（入宿前の食事連絡からの変更）

本日の夕食	有 名	欠食 名	欠食申出日時	月 日 時
翌日の朝食	有 名	欠食 名	欠食申出日時	月 日 時

※食事人数の有、欠食の合計が「4.宿泊人数」となるようご記入ください。

※入宿後に食事の変更連絡を行った場合は、申し出日時が欠食控除の適用内か宿泊施設とご確認のうえご記入ください。

※欠食控除の適用は、朝食、夕食ともに4日前までに申し出た場合に限ります。(わたSHIGA輝く国スポ宿泊要項)

6.その他連絡事項があればご記入ください。

連絡事項	
------	--

令和7年 月 日

宿泊責任者 署名

--

宿泊施設担当者 署名

--

わたSHIGA輝く国スロ 宿泊精算確認書

1. 指定宿舎

宿泊施設名				
所在地				
電話番号	-	-	FAX番号	-

2. 宿泊団体

参加区分	都道府県	競技種目	競技種別
<input type="checkbox"/> 選手・監督	<input type="checkbox"/> 競技会役員	※報道員は、会社名を記入	※選手・監督、競技会役員、競技役員のみ記入
<input type="checkbox"/> 都道府県本部役員	<input type="checkbox"/> 競技役員		<input type="checkbox"/> 成年 <input type="checkbox"/> 男子 <input type="checkbox"/> 女子
<input type="checkbox"/> 視察員	<input type="checkbox"/> 報道員		<input type="checkbox"/> 少年 <input type="checkbox"/> 男子 <input type="checkbox"/> 女子
<input type="checkbox"/> その他大会関係者	<input type="checkbox"/> その他 ()		

※ 参加区分、競技種別については、該当する箇所に□をお願いします。

3. 宿泊責任者氏名

	様
--	---

入湯税(円)

円

4. 宿泊実績

宿泊料金 宿泊区分別(税込)10%	1泊2食(円)	1泊朝食(円)	1泊夕食(円)	素泊まり(円)	宿泊税(円)	
	円	円	円	円	円	
宿泊日(月/日/曜日)	1泊2食(人数)	1泊朝食(人数)	1泊夕食(人数)	素泊まり(人数)	小計	
月 日()	人	人	人	人	人	
月 日()	人	人	人	人	人	
月 日()	人	人	人	人	人	
月 日()	人	人	人	人	人	
月 日()	人	人	人	人	人	
月 日()	人	人	人	人	人	
月 日()	人	人	人	人	人	
月 日()	人	人	人	人	人	
月 日()	人	人	人	人	人	
月 日()	人	人	人	人	人	
月 日()	人	人	人	人	人	
月 日()	人	人	人	人	人	
月 日()	人	人	人	人	人	
月 日()	人	人	人	人	人	
月 日()	人	人	人	人	人	
月 日()	人	人	人	人	人	
月 日()	人	人	人	人	人	
月 日()	人	人	人	人	人	
月 日()	人	人	人	人	人	
延べ宿泊人数	人	人	人	人	人	
宿泊料金小計	円	円	円	円	円	
入湯税小計	円	円	円	円	円	
宿泊税小計	円	円	円	円	円	
宿泊料金合計	円	円	円	円	円①	
入宿後 区分別宿泊取消料	宿泊取消料単価	件数	宿泊取消料単価	件数	宿泊取消料単価	
8日～4日前	%	円	件	円	件	
3日～前日	%	円	件	円	件	
宿泊予定当日	%	円	件	円	件	
入宿後宿泊取消料合計	※ 連泊の取消の場合は、申出日を起算日に宿泊予定日毎の宿泊取消料単価と件数(人数)を該当欄に記入してください					円②
入宿前宿泊取消料合計	※「配宿決定通知書」(変更通知)の取消料欄の「累計」額を記入してください。					円③

請求合計額 ①+②+③	円
----------------	---

上記内容に相違ありません。

令和7年 月 日

宿泊責任者署名

宿泊施設担当者署名

注1)宿泊責任者と宿泊施設担当者の署名をもって請求額の確定となりますので必ずご署名ください。

注2)宿泊実績記入欄が不足する場合は別票で記入してください。

注3)精算時までに宿泊施設様がご記入いただき、宿泊責任者または代理の方に内容確認いただいて、宿泊代金等を確定ください。

①宿泊者 45 -

わたSHIGA輝く国スポ[®] 宿泊精算確認書

1. 指定宿舎

宿泊施設名			
所在地			
電話番号	-	-	FAX番号 -

2. 宿泊団体

参加区分	都道府県	競技種目	競技種別
<input type="checkbox"/> 選手・監督	<input type="checkbox"/> 競技会役員	※報道員は、会社名を記入	※選手・監督のみ記入
<input type="checkbox"/> 都道府県本部役員	<input type="checkbox"/> 競技役員		<input type="checkbox"/> 成年 <input type="checkbox"/> 男子 <input type="checkbox"/> 女子
<input type="checkbox"/> 視察員	<input type="checkbox"/> 報道員		<input type="checkbox"/> 少年 <input type="checkbox"/> 男子 <input type="checkbox"/> 女子
<input type="checkbox"/> その他大会関係者	<input type="checkbox"/> その他 ()		

※ 参加区分、競技種別については、該当する箇所に□をお願いします。

3. 宿泊責任者氏名

様

入湯税 (円)
円

4. 宿泊実績

宿泊料金 宿泊区分別(税込)10%	1泊2食 (円)	1泊朝食 (円)	1泊夕食 (円)	素泊まり (円)	宿泊税 (円)
	円	円	円	円	円
宿泊日 (月/日/曜日)	1泊2食 (人数)	1泊朝食 (人数)	1泊夕食 (人数)	素泊まり (人数)	小計
月 日 ()	人	人	人	人	人
月 日 ()	人	人	人	人	人
月 日 ()	人	人	人	人	人
月 日 ()	人	人	人	人	人
月 日 ()	人	人	人	人	人
月 日 ()	人	人	人	人	人
月 日 ()	人	人	人	人	人
月 日 ()	人	人	人	人	人
月 日 ()	人	人	人	人	人
月 日 ()	人	人	人	人	人
月 日 ()	人	人	人	人	人
月 日 ()	人	人	人	人	人
月 日 ()	人	人	人	人	人
月 日 ()	人	人	人	人	人
月 日 ()	人	人	人	人	人
月 日 ()	人	人	人	人	人
月 日 ()	人	人	人	人	人
月 日 ()	人	人	人	人	人
月 日 ()	人	人	人	人	人
延べ宿泊人数	人	人	人	人	人
宿泊料金小計	円	円	円	円	円
入湯税小計	円	円	円	円	円
宿泊税小計	円	円	円	円	円
宿泊料金合計	円	円	円	円	円 ①
入宿後 区別別宿泊取消料	宿泊取消料単価	件数	宿泊取消料単価	件数	宿泊取消料単価
8日～4日前	%	円	件	円	件
3日～前日	%	円	件	円	件
宿泊予定当日	%	円	件	円	件
入宿後 宿泊取消料合計	※ 連泊の取消の場合は、申出日を起算日に宿泊予定日毎の宿泊取消料単価と件数(人数)を該当欄に記入してください	(2)	円		
入宿前 宿泊取消料合計	※ 「配宿決定通知書」(変更通知)の取消料欄の「累計」額を記入してください。	(3)	円		

請求合計額 ①+②+③	円
----------------	---

上記内容に相違ありません。

令和7年 月 日

宿泊責任者署名

宿泊施設担当者署名

注 1) 宿泊責任者と宿泊施設担当者の署名をもって請求額の確定となりますので必ずご署名ください。

注 2) 宿泊実績記入欄が不足する場合は別票で記入してください。

注 3) 精算時までに宿泊施設様がご記入いただき、宿泊責任者または代理の方に内容確認いただいたて、宿泊代金等を確定ください。

わたSHIGA輝く国スボ 宿泊精算確認書

1. 指定宿舎

宿泊施設名			
所在地			
電話番号	- -	FAX番号	- -

2. 宿泊団体

参加区分	都道府県	競技種目	競技種別
<input type="checkbox"/> 選手・監督	<input type="checkbox"/> 競技会役員	※報道員は、会社名を記入	※選手・監督、競技会役員、競技役員のみ記入
<input type="checkbox"/> 都道府県本部役員	<input type="checkbox"/> 競技役員		<input type="checkbox"/> 成年 <input type="checkbox"/> 男子 <input type="checkbox"/> 女子
<input type="checkbox"/> 視察員	<input type="checkbox"/> 報道員		<input type="checkbox"/> 少年 <input type="checkbox"/> 男子 <input type="checkbox"/> 女子
<input type="checkbox"/> その他大会関係者	<input type="checkbox"/> その他 ()		

※ 参加区分、競技種別については、該当する箇所に□をお願いします。

3. 宿泊責任者氏名

様

入湯税 (円)

円

4. 宿泊実績

宿泊料金 宿泊区分別(税込)10%	1泊2食 (円)	1泊朝食 (円)	1泊夕食 (円)	素泊まり (円)	宿泊税 (円)
	円	円	円	円	円
宿泊日 (月/日/曜日)	1泊2食 (人数)	1泊朝食 (人数)	1泊夕食 (人数)	素泊まり (人数)	小計
月 日 ()	人	人	人	人	人
月 日 ()	人	人	人	人	人
月 日 ()	人	人	人	人	人
月 日 ()	人	人	人	人	人
月 日 ()	人	人	人	人	人
月 日 ()	人	人	人	人	人
月 日 ()	人	人	人	人	人
月 日 ()	人	人	人	人	人
月 日 ()	人	人	人	人	人
月 日 ()	人	人	人	人	人
月 日 ()	人	人	人	人	人
月 日 ()	人	人	人	人	人
月 日 ()	人	人	人	人	人
月 日 ()	人	人	人	人	人
月 日 ()	人	人	人	人	人
月 日 ()	人	人	人	人	人
月 日 ()	人	人	人	人	人
月 日 ()	人	人	人	人	人
月 日 ()	人	人	人	人	人
延べ宿泊人数	人	人	人	人	人
宿泊料金小計	円	円	円	円	円
入湯税小計	円	円	円	円	円
宿泊税小計	円	円	円	円	円
宿泊料金合計	円	円	円	円	円 ①
入宿後 区分別宿泊取消料	宿泊取消料単価	件数	宿泊取消料単価	件数	宿泊取消料単価 件数 宿泊取消料小計
8日～4日前	%	円 件	円 件	円 件	円 件 円
3日～前日	%	円 件	円 件	円 件	円 件 円
宿泊予定当日	%	円 件	円 件	円 件	円 件 円
入宿後 宿泊取消料合計	※ 連泊の取消の場合は、申出日を起算日に宿泊予定日毎の宿泊取消料単価と件数(人数)を該当欄に記入してください	(2)			円
入宿前 宿泊取消料合計	※ 「配宿決定通知書」(変更通知) の取消料欄の「累計」額を記入してください。	(3)			円

請求合計額 ①+②+③	円
----------------	---

上記内容に相違ありません。

令和7年 月 日

宿泊責任者署名

宿泊施設担当者署名

注1)宿泊責任者と宿泊施設担当者の署名をもって請求額の確定となりますので必ずご署名ください。

注2)宿泊実績記入欄が不足する場合は別票で記入してください。

注3)精算時までに宿泊施設様がご記入いただき、宿泊責任者または代理の方に内容確認いただいたて、宿泊代金等を確定ください。 ③国スポ配宿センター用

<その他事項(2)説明資料>

わた SHIGA 輝く障スポ 宿泊事務実施要領(案) について

2025年国スポ・障スポ開催
みんなが輝く大会に!!



わたSHIGA輝く国spo・障spo 2025

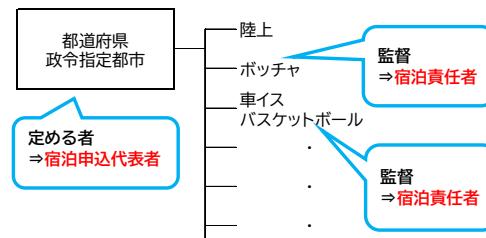
わたSHIGA輝く障スポ宿泊事務実施要領について

「わたSHIGA輝く障スポ宿泊要項」に基づき、宿泊要項適用者に係る宿泊業務の実施に関して必要な事項を定めるもの。

宿泊事務実施要領のポイント

2 宿泊申込み手続き

- (1)宿泊申込代表者
- (2)宿泊責任者
- (3)宿泊の申込み



ア わたSHIGA輝く障スポの宿泊申込みは、宿泊申込システムにより申し込まなければならない。

オ 申込期限

区分	申込期限
選手団 (選手・監督・役員等)	令和7年6月30日(月)まで
選手団以外 (大会役員、特別招待者等)	令和7年8月18日(月)まで

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会

わたSHIGA輝く障スポ宿泊事務実施要領について

(5)宿泊の変更および取消し

オ 宿泊取消料

(ア) 大会参加の取消しや、やむを得ない理由により宿泊を取り消した場合の宿泊取消料は、**各宿泊施設の宿泊取消料規定を適用する。**
なお、宿泊取消料規定の上限は、下表のとおりとする。

宿泊取消の申出区分	宿泊取消料	備考
宿泊予定日の9日前まで	不要	
宿泊予定日の8日前から宿泊予定日の4日前まで	宿泊料金(税抜)の20%	素泊まりまたは欠食で申し込んだ場合は、その料金(税抜)を宿泊料金とする。
宿泊予定日の3日前から宿泊予定日の前日まで	宿泊料金(税抜)の50%	
宿泊予定日当日	宿泊料金(税抜)の100%	

※災害等により、競技会が中止となった場合、荒天等による競技会会期の短縮決定により、宿泊取消を申し出た場合は、取り消した泊数に関わらず、**一人につき1泊分の取消料のみとする。**

3 宿泊料金等の精算

- (1) 宿泊料金等の精算は、選手団は、配宿・輸送センターを介した請求書払い、選手団以外については各宿舎が指定する精算方法により支払うものとする。
- (2) 宿舎と宿泊責任者は、宿泊日ごとに宿泊人数、欠食の有無等の宿泊内容について、宿泊連絡票(様式1)等により互いに確認する。
- (3) 宿舎と宿泊責任者は、互いに確認した宿泊内容に基づき、宿泊精算確認書(様式2)により、宿泊責任者の退宿時にその支払額を確定する。

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会

MEMO

<その他事項(2)>

わたSHIGA輝く障スポ 宿泊事務実施要領(案)

1 趣旨

この要領は、「わた SHIGA 輝く障スポ宿泊要項」(以下「宿泊要項」という。)に基づき、宿泊要項適用者に係る宿泊業務の実施に関する必要な事項を定める。

2 宿泊申込手続き

(1)宿泊申込代表者

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会(以下「県委員会」という。)は、わた SHIGA 輝く障スポ(第24回全国障害者スポーツ大会)に参加し、または派遣される者の宿泊申込みに関して以下の区分ごとにそれぞれ宿泊の申込みに関する責任を負う者(以下「宿泊申込代表者」という。)を指定する。

宿泊申込代表者は、宿舎の責による場合を除き、当該区分に定める者の宿泊の申込みについて最終的な責任を負う。

区分	宿泊申込代表者		
選手団	選手・監督	都道府県・政令指定都市が定める者	
	役員		
	介助者		
競技役員	県内	滋賀県内の各競技団体の長	
	県外	全国を統括する各競技団体の長	
視察員(後催県視察員を除く)		宿泊希望のあった各団体の代表者	
報道員		宿泊希望のあった各社の代表者	
大会役員		宿泊希望のあった各団体の代表者	
特別招待者			
その他大会関係者 (後催県視察員を含む)			

※ その他大会関係者とは、大会運営に参加する者で、県委員会が宿泊を必要と認めた者をいう。

(2)宿泊責任者

ア 宿泊申込代表者は、宿泊者の中から、宿泊日が同一のグループまたは行動を共にするグループごとに宿泊責任者を定める。

ただし、行動を共にする者がいない宿泊者については、その者を宿泊責任者として取り扱う。

イ 宿泊責任者は、宿泊者を代表し、宿泊者と宿舎との間で必要な事務の処理に当たる。

(3)宿泊の申込み

ア 宿泊申込システム

わた SHIGA 輝く障スポの宿泊申込みは、宿泊申込システム(県委員会が運営し、インターネットを介して、宿泊申込みを受け付け処理するシステムをいう。以下「システム」という。)により申し込まなければならない。

ただし、システムに異常等があり、システムによる宿泊申込みが困難な場合は、ファクシミリ、郵便またはメールによる申込みができるものとする。

イ 宿泊申込みに必要なID・パスワード等の通知

県委員会は、システムを利用した宿泊申込みに必要なID・パスワード等を宿泊申込代表者に通知する。

ウ 申込方法

宿泊申込代表者はシステムにアクセスし、県委員会から通知されたID・パスワードを入力してログインし、宿泊申込入力画面に必要事項を入力の上申し込む。

なお、県委員会は上記ID・パスワードによりログインした者が行った宿泊申込みについて、宿泊申込代表者本人により行われたものとして取り扱う。

エ 申込先

わた SHIGA 輝く障スポ配宿・輸送センター(以下「配宿・輸送センター」という。)

住 所:〒520-0037

滋賀県大津市御陵町4-1 滋賀県立スポーツ会館 2階

電 話:077-510-1372

F A X:077-525-2201

システムのインターネットアドレス:shiga_shospo@bsec.jp

オ 申込期限

申込期限については以下の表のとおりとする。

区分	申込期限
選手団	令和7年6月30日(月)まで
選手団以外	令和7年8月18日(月)まで

(4)宿舎の決定

ア 県委員会は、宿泊申込みを受理した後に、宿舎の決定を行う。

イ 県委員会は、宿舎を決定した場合には、宿泊申込代表者が宿舎決定通知書をシステムの画面上から確認できるようにする。

ウ 県委員会は、宿舎を決定した場合には、当該宿泊施設(以下「指定宿舎」という。)に対し、配宿決定通知書をシステムの画面上から確認できるようにする。

(5)宿泊の変更および取消し

ア 宿舎決定後の宿泊の変更および取消し(以下「宿泊変更等」という。)について は、大会への参加取消し等、特別な事情がない限り認めない。

イ 前号に掲げる事情による宿泊変更等の受付開始時期は、県委員会がシステムの 画面上で確認できるようにしたとき以降とする。

ウ 宿泊申込代表者が宿泊変更等を行う場合は、システムを利用し、宿泊変更・取

消画面に変更内容を入力の上、県委員会に申し込む。

ただし、システムに異常等があり、システムによる宿泊変更等が困難な場合は、ファクシミリ、郵便またはメールによる申込みができるものとする。

エ 県委員会は、受理した宿泊変更等の内容を速やかに指定宿舎に連絡し、調整を行う。

なお、調整結果については、宿泊申込代表者が宿舎決定通知書をシステムで確認できるようにし、その処理結果は記録する。

オ 宿泊取消料は、各宿泊施設の宿泊取消料規定を適用する。

なお、宿泊取消料規定の上限は、下表のとおりとする。

申出区分	宿泊取消料	備考
宿泊予定日の9日前まで	不要	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金(税抜)を宿泊料金とする。
宿泊予定日の8日前から宿泊予定日の4日前まで	宿泊料金(税抜)の 20%	
宿泊予定日の3日前から宿泊予定日の前日まで	宿泊料金(税抜)の 50%	
宿泊予定日当日	宿泊料金(税抜)の 100%	

(注)・荒天等による交通機関の不通で、指定宿舎への到着が困難な場合は、宿泊申込代表者もしくは宿泊責任者が、指定宿舎と協議して取消料を決定する。

・入宿前後に関わらず、災害等(地震、風水害、感染症等)により、競技会(種目・種別)が中止となり、宿泊取消を申し出た場合は、取り消した泊数に関わらず、一人につき1泊分の取消料のみとする。

なお、この規定は、大会参加者全てに適用するものとする。

3 宿泊料金等の精算

(1)宿泊料金、休憩料金、入湯税、宿泊税および宿泊取消料(以下「宿泊料金等」という。)の精算は、選手団は、配宿・輸送センターを介した請求書払いとする。また、選手団以外についても指定宿舎が指定する精算方法により支払うものとする。

なお、これら以外の料金については、指定宿舎が定める方法により宿泊責任者が直接宿舎に支払う。

(2)指定宿舎と宿泊責任者は、宿泊日ごとに宿泊人数、欠食の有無等の宿泊内容について、宿泊連絡票(様式1)等により互いに確認する。

(3)指定宿舎と宿泊責任者は、互いに確認した宿泊内容に基づき、宿泊精算確認書(様式2)により、宿泊責任者の退宿時にその支払額を確定する。

(4)指定宿舎は、宿泊精算確認書3片のうち1片を退宿時に宿泊責任者に交付し、1片を速やかに配宿・輸送センターへ送付する。また、残りの1片は指定宿舎が保管する。

(5)指定宿舎は、宿泊精算確認書に基づき、選手団にあっては配宿・輸送センターを、選手団以外にあっては宿泊責任者を債務者として、宿泊料金等を請求する。

4 宿舎における紛議

指定宿舎における紛議が生じた時は、次により解決する。

- (1) 指定宿舎は、速やかに宿泊責任者との間でその処理に当たる。
- (2) 宿泊に係る紛議について、当事者の間において解決することが困難な場合、県委員会がその処理に当たる。

5 個人情報の取り扱い

宿泊申込みに記載された個人情報は、適切な管理に努めるとともに、県委員会および配宿・輸送センターにおいて宿泊業務に限り利用し、その他の目的に利用しない。

また、収集した個人情報は、わた SHIGA 輝く障スポ終了後、統計資料作成に利用した後、削除する。

6 その他

この要領に定めのない事項については、県委員会が別に定める。

(様式1)

わたSHIGA輝く障スポ 宿泊連絡票

提出日 月 日

この用紙は、変更・取消等の確認不足によるトラブルを避けるためのものであり、宿泊日数に応じた枚数をチェックイン時に
お渡ししております。

お手数ではございますが、毎日宿泊責任者(宿泊者)様がご記入いただき、毎朝ご出発前にフロントへご提出ください。

1 宿泊施設名

2 宿泊団体

参加区分	都道府県・政令指定都市	競技種目	障害区分
<input type="checkbox"/> 選手団	<input type="checkbox"/> 大会役員・特別招待者	※報道員は、会社名を記入	※選手団、競技役員のみ記入
<input type="checkbox"/> 競技役員	<input type="checkbox"/> 視察員		※選手団のみ記入
<input type="checkbox"/> 報道員	<input type="checkbox"/> ボランティア		
<input type="checkbox"/> その他大会関係者			<input type="checkbox"/> 身体
<input type="checkbox"/> その他 ()			<input type="checkbox"/> 知的
			<input type="checkbox"/> 精神

※参加区分、障害区分については、該当する箇所に をお願いします。

なお、該当する参加区分がない場合は、御手数ですが、最下部のその他に□内に御記入ください。

3 前日 (月 日) の宿泊実績は以下のとおりです。

宿泊内訳	1泊2食	1泊朝食	1泊夕食	素泊まり	計
	名	名	名	名	名

4 宿泊人数の確認

本日の宿泊計	名
--------	---

※宿泊予定日の8日前の宿泊取消の申出から、宿泊取消料の対象となります。

5 食事人数の確認

本日の夕食	有 名	欠 名	欠食 申出日時	月 日 時
翌日の朝食	有 名	欠 名	欠食 申出日時	月 日 時

※食事人数の有、欠食は「4 宿泊人数」の内訳となるようにご記入ください。

※入宿後に食事の変更連絡を行った場合は、申出日時が欠食控除の適用内か宿泊施設と確認のうえ、ご記入ください。

※欠食控除の適用は、朝食、夕食ともに4日前までに申し出た場合に限る。

6 その他連絡事項があればご記入ください

連絡事項	
------	--

令和7年 月 日

宿泊責任者 署名

宿泊施設担当者 署名

(様式2)

わたSHIGA輝く障スポ 宿泊精算確認書

1 指定宿舎

宿泊施設名			
所在地			
電話番号	—	—	FAX番号 —

2 宿泊団体

参加区分	都道府県・政令指定都市	競技種目	障がい区分
<input type="checkbox"/> 選手団	<input type="checkbox"/> 大会役員・特別招待者	※報道員は、会社名を記入	※選手団のみ記入
<input type="checkbox"/> 競技役員	<input type="checkbox"/> 視察員		
<input type="checkbox"/> 報道員	<input type="checkbox"/> ボランティア		
<input type="checkbox"/> その他大会関係者			
<input type="checkbox"/> その他 ()			<input type="checkbox"/> 身体 <input type="checkbox"/> 知的 <input type="checkbox"/> 精神

※参加区分、障がい区分については、該当する箇所に☑をお願いします。

なお、該当する参加区分がない場合は、御手数ですが、最下部のその他に団()内に御記入ください。

3 宿泊責任者氏名

姓	名
---	---

入湯税(円)

円

4 宿泊実績

宿泊料金 宿泊区分別(税込)	1泊2食(円)	1泊朝食(円)	1泊夕食(円)	素泊まり(円)	宿泊税(円)
	円	円	円	円	円

宿泊日(月/日/曜日)	1泊2食	1泊朝食	1泊夕食	素泊まり	小計	
月 日()	人	人	人	人	人	
月 日()	人	人	人	人	人	
月 日()	人	人	人	人	人	
月 日()	人	人	人	人	人	
月 日()	人	人	人	人	人	
月 日()	人	人	人	人	人	
月 日()	人	人	人	人	人	
月 日()	人	人	人	人	人	
延べ宿泊人数	人	人	人	人	人	
宿泊料金小計	円	円	円	円	円	
入湯税小計	円	円	円	円	円	
宿泊税小計	円	円	円	円	円	
宿泊料金等合計	円	円	円	円	① 円	
入宿後 区別別宿泊取消料	宿泊取消料単価	件数	宿泊取消料単価	件数	宿泊取消料単価	
8日~4日前	%	円	件	円	件	
3日~前日	%	円	件	円	件	
宿泊予定当日	%	円	件	円	件	
入宿後宿泊取消料合計	※連泊の取消の場合は、申出日を起算日に宿泊予定日毎の宿泊取消料単価と件数(人数)を該当欄に記入してください。					② 円
入宿前宿泊取消料合計	※センターが送付する「団体別宿泊取消料一覧」の取消料合計をご記入ください。					③ 円

請求合計額 ①+②+③	円
----------------	---

上記内容に相違ありません。

令和7年 月 日

宿泊責任者署名

宿泊施設担当者署名

注1)宿泊責任者と宿泊施設担当者の署名をもって請求額の確定となりますので必ずご署名ください。

注2)宿泊実績記入欄が不足する場合は、別票でご記入ください。

注3)精算時までに宿泊施設様がご記入いただき、宿泊責任者または代理の方に内容確認いただいて、宿泊代金等を確定ください。

(様式2)

わたSHIGA輝く障スポ 宿泊精算確認書

1 指定宿舎

宿泊施設名			
所在地			
電話番号	—	—	FAX番号 — —

2 宿泊団体

参加区分	都道府県・政令指定都市	競技種目	障がい区分
<input type="checkbox"/> 選手団	<input type="checkbox"/> 大会役員・特別招待者	※報道員は、会社名を記入	※選手団のみ記入
<input type="checkbox"/> 競技役員	<input type="checkbox"/> 観察員		
<input type="checkbox"/> 報道員	<input type="checkbox"/> ボランティア		
<input type="checkbox"/> その他大会関係者			
<input type="checkbox"/> その他 ()			<input type="checkbox"/> 身体 <input type="checkbox"/> 知的 <input type="checkbox"/> 精神

※参加区分、障がい区分については、該当する箇所に☑をお願いします。

なお、該当する参加区分がない場合は、御手数ですが、最下部のその他に団()内に御記入ください。

3 宿泊責任者氏名

	様
--	---

入湯税(円)

円

4 宿泊実績

宿泊料金 宿泊区分別(税込)	1泊2食(円)	1泊朝食(円)	1泊夕食(円)	素泊まり(円)	宿泊税(円)
	円	円	円	円	円

宿泊日(月/日/曜日)	1泊2食	1泊朝食	1泊夕食	素泊まり	小計
月 日()	人	人	人	人	人
月 日()	人	人	人	人	人
月 日()	人	人	人	人	人
月 日()	人	人	人	人	人
月 日()	人	人	人	人	人
月 日()	人	人	人	人	人
月 日()	人	人	人	人	人
月 日()	人	人	人	人	人
延べ宿泊人数	人	人	人	人	人
宿泊料金小計	円	円	円	円	円
入湯税小計	円	円	円	円	円
宿泊税小計	円	円	円	円	円
宿泊料金等合計	円	円	円	円	① 円
入宿後 区分別宿泊取消料	宿泊取消料単価	件数	宿泊取消料単価	件数	宿泊取消料単価
8日~4日前	%	円 件	円 件	円 件	円 件
3日~前日	%	円 件	円 件	円 件	円 件
宿泊予定当日	%	円 件	円 件	円 件	円 件
入宿後宿泊取消料合計	※ 連泊の取消の場合は、申出日を起算日に宿泊予定日毎の宿泊取消料単価と件数(人数)を該当欄に記入してください。				② 円
入宿前宿泊取消料合計	※ センターが送付する「団体別宿泊取消料一覧」の取消料合計をご記入ください。				③ 円

請求合計額 ①+②+③	円
----------------	---

上記内容に相違ありません。

令和7年 月 日

宿泊責任者署名

宿泊施設担当者署名

注1)宿泊責任者と宿泊施設担当者の署名をもって請求額の確定となりますので必ずご署名ください。

注2)宿泊実績記入欄が不足する場合は、別票でご記入ください。

注3)精算時までに宿泊施設様がご記入いただき、宿泊責任者または代理の方に内容確認いただいて、宿泊代金等を確定ください。

(様式2)

わたSHIGA輝く障スポ 宿泊精算確認書

1 指定宿舎

宿泊施設名			
所在地			
電話番号	—	—	FAX番号 — —

2 宿泊団体

参加区分	都道府県・政令指定都市	競技種目	障がい区分
<input type="checkbox"/> 選手団	<input type="checkbox"/> 大会役員・特別招待者	※報道員は、会社名を記入	※選手団のみ記入
<input type="checkbox"/> 競技役員	<input type="checkbox"/> 観察員		
<input type="checkbox"/> 報道員	<input type="checkbox"/> ボランティア		
<input type="checkbox"/> その他大会関係者			
<input type="checkbox"/> その他 ()			<input type="checkbox"/> 身体 <input type="checkbox"/> 知的 <input type="checkbox"/> 精神

※参加区分、障がい区分については、該当する箇所に☑をお願いします。

なお、該当する参加区分がない場合は、御手数ですが、最下部のその他に団()内に御記入ください。

3 宿泊責任者氏名

	様
--	---

入湯税(円)

円

4 宿泊実績

宿泊料金 宿泊区分別(税込)	1泊2食(円)	1泊朝食(円)	1泊夕食(円)	素泊まり(円)	宿泊税(円)
	円	円	円	円	円

宿泊日(月/日/曜日)	1泊2食	1泊朝食	1泊夕食	素泊まり	小計
月 日()	人	人	人	人	人
月 日()	人	人	人	人	人
月 日()	人	人	人	人	人
月 日()	人	人	人	人	人
月 日()	人	人	人	人	人
月 日()	人	人	人	人	人
月 日()	人	人	人	人	人
月 日()	人	人	人	人	人
延べ宿泊人数	人	人	人	人	人
宿泊料金小計	円	円	円	円	円
入湯税小計	円	円	円	円	円
宿泊税小計	円	円	円	円	円
宿泊料金等合計	円	円	円	円	① 円
入宿後 区分別宿泊取消料	宿泊取消料単価	件数	宿泊取消料単価	件数	宿泊取消料単価
8日~4日前 %	円	件	円	件	円
3日~前日 %	円	件	円	件	円
宿泊予定当日 %	円	件	円	件	円
入宿後宿泊取消料合計	※連泊の取消の場合は、申出日を起算日に宿泊予定日毎の宿泊取消料単価と件数(人数)を該当欄に記入してください。				② 円
入宿前宿泊取消料合計	※センターが送付する「団体別宿泊取消料一覧」の取消料合計をご記入ください。				③ 円

請求合計額 ①+②+③	円
----------------	---

上記内容に相違ありません。

令和7年

月 日

宿泊責任者署名

宿泊施設担当者署名

注1)宿泊責任者と宿泊施設担当者の署名をもって請求額の確定となりますので必ずご署名ください。

注2)宿泊実績記入欄が不足する場合は、別票でご記入ください。

注3)精算時までに宿泊施設様がご記入いただき、宿泊責任者または代理の方に内容確認いただいて、宿泊代金等を確定ください。

その他の事項(3) <

宿泊業務スケジュール予定

※網掛けは専門委員会での審議事項

第5回 標準献立・弁当部会(3月初旬予定) 令和6年度 (開催1年前)	<ul style="list-style-type: none"> ・式典弁当メニュー案について(試食会、レシピ調整) ・式典弁当ネーミング検討、容器デザインについて ・競技会弁当のメニューについて ・標準献立普及方法について
第5回 宿泊専門委員会(3月中旬(書面)予定)	<ul style="list-style-type: none"> ・わたSHIGA輝くスポーツ宿泊事業実施要領(案)について ・わたSHIGA輝く障ぐみスポーツ宿泊事業実施要領(案)について ・標準献立・弁当部会活動業務報告

- ・式典弁当ネーミング検討、容器デザインについて
- ・競技会弁当のメニューについて
- ・標準献立普及方法について
- ・SHIGA輝く県スマイル宿泊事業実施要領(案)について
- ・SHIGA輝く宿泊事業実施要領(案)について
- ・標準献立・弁当部会活動業務報告

參考資料

平成25年(2013年)10月31日

第1回常任委員会決定

最終改正:

令和4年(2022年)8月7日

第12回常任委員会一部改正

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 滋賀県開催準備委員会 専門委員会設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会会則第13条第4項の規定に基づき、専門委員会の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門委員会の種類等)

第2条 専門委員会の種類ならびに常任委員会からの付託事項および委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名

2 委員長および副委員長は、専門委員（以下「委員」という。）の互選により選出する。

3 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第4条 専門委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。

3 専門委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 専門委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員に、事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を専門委員会の議決に代えることができる。

(部会)

第5条 専門委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、平成 25 年 10 月 31 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 5 月 26 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 8 月 31 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 7 月 31 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 5 月 17 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 19 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 8 月 7 日から施行する。

別表（第2条関係）

種 類	付 託 事 項	委 任 事 項
総務企画専門委員会	1 総合的な計画の立案に関すること。 2 会場地（開・閉会式場および陸上競技会場を除く。）の選定に関すること。 3 県ならびに会場地市町の業務分担および経費負担に関すること。 4 競技施設の整備計画の立案に関すること。 5 他の専門委員会に属さない重要な事項に関すること。	1 総合的な計画の推進に関すること。 2 競技施設基準に関すること。 3 競技施設の整備計画の推進に関すること。 4 文化プログラムに関すること。 5 他の専門委員会に属さない事項（重要な事項を除く。）に関すること。
広報・県民運動専門委員会	1 広報の基本的事項に関すること。 2 県民運動の基本的事項に関すること。 3 その他広報および県民運動に係る重要な事項に関すること。	1 広報の実施に関すること。 2 県民運動の推進に関すること。 3 大会愛称・スローガン、マスコット等に関すること。 4 その他広報および県民運動に係る事項に関すること。
競 技 運 営	1 第 79 回国民スポーツ大会	1 国スポの競技運営に係る

専門委員会	<p>(以下「国スポ」という。)の競技運営に係る計画の立案に関すること。</p> <p>2 国スポの競技役員等の養成および編成に係る計画の立案に関すること。</p> <p>3 その他国スポの競技運営に係る重要な事項に関すること。</p>	<p>計画の推進に関すること。</p> <p>2 国スポの競技役員等の養成および編成に係る計画の推進に関すること。</p> <p>3 国スポの競技用具の整備に関すること。</p> <p>4 国スポのリハーサル大会に関すること。</p> <p>5 国スポの競技記録に関すること。</p> <p>6 その他国スポの競技運営に係る事項に関すること。</p>
全国障害者スポーツ大会専門委員会	<p>1 第24回全国障害者スポーツ大会(以下「障スポ」という。)の競技運営に係る計画の立案に関すること。</p> <p>2 その他障スポに係る重要な事項に関すること。(他の専門委員会の付託事項を除く。)</p>	<p>1 障スポの競技運営に係る計画の推進に関すること。</p> <p>2 その他障スポに関する事項。(他の専門委員会の委任事項を除く。)</p>
宿泊専門委員会	<p>1 宿泊の基本的事項に関する事項。</p> <p>2 その他宿泊に係る重要な事項に関する事項。</p>	<p>1 宿泊業務に関する事項。</p> <p>2 標準献立および食品調達に関する事項。</p> <p>3 その他宿泊に関する事項。</p>
医事・衛生専門委員会	<p>1 医事・衛生の基本的事項に関する事項。</p> <p>2 その他医事・衛生に係る重要な事項に関する事項。</p>	<p>1 医療救護および防疫に関する事項。</p> <p>2 食品衛生および環境衛生に関する事項。</p> <p>3 その他医事衛生に関する事項。</p>
輸送・交通専門委員会	<p>1 輸送および交通の基本的事項に関する事項。</p> <p>2 その他輸送および交通に係る重要な事項に関する事項。</p>	<p>1 全国輸送に関する事項。</p> <p>2 総合開・閉会式の輸送に関する事項。</p> <p>3 競技会場地の輸送に関する事項。</p> <p>4 その他輸送および交通に関する事項。</p>

式典・会場専門委員会	1 式典および開・閉会式会場の基本的事項に関すること。 2 情報通信施設の整備計画の立案に関すること。 3 その他式典および開・閉会式会場に係る重要な事項に関すること。	1 開・閉会式の企画および運営に関すること。 2 式典音楽に関すること。 3 式典演技に関すること。 4 大会旗および炬火イベントに関すること。 5 開・閉会式会場の管理に関すること。 6 情報通信施設の整備計画の推進に関すること。 7 その他式典および開・閉会式会場に関すること。
警備・消防専門委員会	1 警備および消防防災の基本的事項に関すること。 2 その他警備および消防防災に係る重要な事項に関すること。	1 開・閉会式会場の警備および消防防災に関すること。 2 その他警備および消防防災に関すること。

滋賀県情報公開条例 第6条

実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- ア 法令もしくは条例（以下「法令等」という。）の規定によりまたは慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報
 - イ 人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
 - ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員および職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員および職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員ならびに地方独立行政法人の役員および職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職および当該職務遂行の内容に係る部分
- (2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体および地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- ア 公にすることにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
 - イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等または個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- (3) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧または捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- (4) 法令等の規定により、または法律もしくはこれに基づく政令の規定による指示（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条第 1 号へ規定する指示その他これに類する行為をいう。）により明らかに公にすることができない情報
- (5) 県の機関ならびに国、独立行政法人等、他の地方公共団体および地方独立行政法人の内部または相互間における審議、検討または協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれまたは特定の者に不当に利益を与えるもしくは不利益を及ぼすおそれがあるものの
- (6) 県の機関または国、独立行政法人等、他の地方公共団体もしくは地方独立行政法人が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 監査、検査、取締りまたは試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれまたは違法もしくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉または争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体または地方独立行政法人の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - オ 県、国もしくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等または地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会 宿泊専門委員会 会議公開方針

第1 趣旨

この方針は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会宿泊専門委員会（以下「専門委員会」という。）の会議の公開について必要な事項を定めるものとする。

第2 会議の公開・非公開の取扱

- 1 専門委員会の会議は、原則として公開するものとする。
- 2 次のいずれかの場合にあっては、委員長が専門委員会に諮って会議を非公開とすることができる。
 - (1) 滋賀県情報公開条例第6条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項に準じる事項を審議する場合
 - (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じるおそれがあると認められる場合

第3 会議の開催の通知

専門委員会は、公開の会議を開催する場合（議題の一部について公開する場合を含む。）は、事務局においてあらかじめ次の事項を記載した会議開催案内を作成し、会議開催当日の1週間前まで（緊急に会議を開催する必要が生じたときは、前日まで）にインターネット上の滋賀県ホームページへの掲載により県民に周知するとともに、報道機関に資料提供を行うものとする。

- ア 開催日時
- イ 開催場所
- ウ 議題
- エ 傍聴者の定員
- オ 傍聴の手続
- カ 議事録等の公表の時期および方法
- キ 問い合わせ先

第4 公開の方法等

専門委員会の会議の公開は、会議の傍聴および会議結果の公表の方法により行うものとする。

1 会議の傍聴

- (1) 会議の傍聴については、傍聴希望者（報道関係者を除く。）のうちから委員長が傍聴を許可する。
なお、報道関係者には、公開する会議の取材を認めるものとする。
また、会議の全部を非公開とする場合にあっても、議事に入るまでの間の報道関者の取材は認めるものとする。
- (2) 傍聴者の定員は、10名とする。
ただし、会議場の都合等やむを得ない理由がある場合には、10名未満の数とすることができる。
- (3) 前2項の規定にかかわらず、委員長が特に認める者は、会議を傍聴することができる。
- (4) 会議の一部を非公開とする場合、委員長は当該非公開議題の議事に先立ち、傍聴者および報道関係者に会場からの退席を指示するものとする。
- (5) 傍聴者は、抽選により決定する。
ただし、会議の開会時刻の20分前までに傍聴を希望した者が定員に満たない場合は、会議の開会時刻まで定員内で先着順により決定する。
- (6) 委員長は、公開の会議の秩序を維持するため、必要な定めをすることができる。

2 会議結果の公表

公開した会議の結果については、事務局において議事録（非公開の議題については、会議要録）を作成し、原則として1か月以内に滋賀県ホームページへの掲載による情報提供に努めるものとする。

ただし、個人名等公開することが不適当と認められる事項について公開しないこととすることができます。

第5 その他

この方針に定めのない事項については、委員長が専門委員会の意見を聴いて必要の都度定めるものとする。

傍聴要領

宿泊専門委員会

宿泊専門委員会の会議を傍聴される方は、次の事項を遵守してください。

1 傍聴する場合の手続

- (1) 宿泊専門委員会の会議の傍聴を希望される方は、会議の開会時刻の20分前に、会場に設置する受付にお越しください。受付で住所と氏名のご記入をお願いします。
- (2) (1)により傍聴を希望する者が定員を超えたときは、抽選により傍聴許可者を決定します。
- (3) (1)により傍聴を希望する者が定員に満たない場合は、定員を満たすまで先着順で傍聴を許可します。ただし、会議の開会時刻以降の傍聴許可はいたしません。
- (4) 傍聴の許可を受けた方は、係員の指示に従って、会議の会場へ入場し、所定の席に着席してください。
- (5) 前各号の規定にかかわらず、委員長が特に認める者は、会議を傍聴することができます。

2 傍聴する際の遵守事項

会議の傍聴に際しては、次の事項を遵守してください。

- (1) 会議の開催中は、静かに傍聴すること。拍手その他の方法により賛成、反対等の意向を表明しないこと。
- (2) 飲食、喫煙等をしないこと。
- (3) 委員長が認めた場合以外は、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (4) その他会場の秩序を乱したり、会議の支障となる行為をしないこと。
- (5) 非公開となる議題の前に指示があったときは、すみやかに会場外へ退出すること。

3 会議の秩序の維持

- (1) 2の事項を遵守するほか、会場内では、係員の指示に従ってください。
- (2) 遵守事項に違反した場合には、注意を促します。なお、注意に従わないときは、退席していただくことがあります。

4 その他

不明な点があれば、係員にお問い合わせください。

平成 30 年(2018 年)5 月 21 日
第 6 回 常任 委員会 決定
令和元年(2019 年)5 月 17 日
〔 第 7 回 総会 一部 改正〕

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会 宿泊基本方針

第 79 回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）および第 24 回全国障害者スポーツ大会（以下「障スポ」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員、その他の関係者（以下「参加者」という。）の宿泊および食事の提供については、第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会開催基本方針に基づき、次の方針により行うものとする。

1 宿 舎

- (1) 参加者の宿舎は、原則として会場地市町内の旅館（旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館、ホテルおよび簡易宿泊所をいう。以下同じ。）を利用する。
- (2) 会場地市町内の旅館で参加者の収容が困難な場合は、その地域の実情に応じ、関係機関・団体等と協議のうえ、公共施設、寮、保養所、寺院、民家等および近隣市町の旅館等を利用する。
- (3) 風紀上、衛生上または安全対策上の理由により、支障があると認められた旅館等は利用しない。

2 配 宿

- (1) 国スポにおける選手・監督および競技会に関わる役員（以下「選手・監督等」という。）の配宿は、会場地市町が行う。ただし、近隣市町の旅館等に配宿する場合および選手・監督等を除く参加者の配宿は、県と会場地市町が協議したうえで行う。
障スポ参加者の配宿については、県が行う。
- (2) 選手、監督の配宿は、十分な休養、休息を確保できる環境づくりを行うため以下のこととに配慮して行う。
 - ①都道府県別、競技別、競技種別および男女別を考慮する。
 - ②障スポの選手・監督については、障害特性を配慮する。
 - ③競技会場および練習会場までの交通状況を考慮する。
 - ④役員、視察員、報道員等の宿舎は、原則として、選手・監督とは別にする。

3 宿泊料金

国スポ参加者の宿泊料金は、県準備（実行）委員会および旅館等の関係団体との協議を経て、公益財団法人日本スポーツ協会において決定する。

障スポ参加者の宿泊料金は、国スポ宿泊料金を基本とし、県準備（実行）委員会が決定する。

4 食 事

参加者に提供する食事は、安全・安心で栄養バランスがよく、豊かな自然に恵まれた滋賀県産のさまざまな食材を取り入れた郷土色豊かなものを提供する。

令和元年(2019年)5月17日
第7回常任委員会決定
[令和元年(2019年)5月17日]
[第7回総会一部改正]

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 宿泊基本計画

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会宿泊基本方針に基づき、県、会場地市町および関係機関・団体等は、相互に緊密な連携を図り、第79回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）および第24回全国障害者スポーツ大会（以下「障スポ」という。）の宿泊業務を円滑に推進する。

1 配宿業務の実施

（1）宿舎に関する調査の実施

【国スポ】

選手・監督、役員、観察員、報道員その他の関係者（以下「参加者」という。）の配宿計画の作成に資するため、県と市町が連携し、宿舎に関する調査を実施する。

【障スポ】

参加者の配宿計画の作成に資するため、県は、宿舎に関する調査を実施する。

（2）宿泊予定者数の把握

配宿計画の作成に必要な各都道府県の宿泊予定者数を把握するため、県は、各都道府県等への宿泊意向調査を実施する。

（3）仮配宿計画の作成

【国スポ】

宿舎に関する調査、先催県の参加者の実績および宿泊意向調査に基づき、県と会場地市町が連携し、仮配宿計画（会場地市町ごとに参加者をどの宿泊施設に割り振るかのシミュレーションを行い作成した計画をいう。以下同じ。）を作成する。

【障スポ】

宿舎に関する調査、先催県の参加者の実績および宿泊意向調査に基づき、県は、仮配宿計画を作成する。

（4）宿舎の充足対策

【国スポ】

仮配宿計画において、会場地市町内の旅館（旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館、ホテルおよび簡易宿所をいう。以下同じ。）のみでは参加者の収容が困難な場合は、会場地市町が、公共施設等の転用（以下「転用施設」という。）および民家の利用（以下「民泊」という。）ならびに近隣市町の旅館の利用（以下「広域配宿」という。）を行うなど、必要な充足対策を行う。

なお、転用施設の利用や民泊の受け入れおよび広域配宿が円滑に遂行できるよう、必要に応じ、県および会場地市町等による連絡会議を設置する。

【障スボ】

仮配宿計画において、会場地市町内の旅館のみでは参加者の収容が困難な場合は、県は、広域配宿を行うなど必要な充足対策を行う。

(5) 配宿計画の作成

【国スボ】

県と会場地市町は、仮配宿計画等に基づき、市町ごとの宿泊人数を調整のうえ、配宿計画を作成する。

【障スボ】

県は、仮配宿計画等に基づき、市町ごとの宿泊人数を調整のうえ、配宿計画を作成する。

(6) 宿泊環境の整備

【障スボ】

参加者が快適に宿泊できるよう、県は、必要に応じて、宿泊支援用具等を準備するなど、宿泊環境の整備に努める。

2 宿泊料金の決定

【国スボ】

参加者の宿泊料金は、先催県の事例も参考に、県準備（実行）委員会が、旅館等の関係団体との協議結果を踏まえ、公益財団法人日本スポーツ協会と協議し、その決定は、公益財団法人日本スポーツ協会において行う。

【障スボ】

参加者の宿泊料金は、国スボの宿泊料金を参考にしたうえで、県準備（実行）委員会が、決定する。

3 宿泊本部

各都道府県および会場地市町との連絡を密にし、宿泊の申込み、変更および取消しに関する一連の業務を迅速かつ正確に処理するため、県に宿泊本部を設置する。

4 標準献立の作成

参加者に提供する食事は、安全・安心で栄養バランスがよく、豊かな自然に恵まれた滋賀県産のさまざまな食材を取り入れた郷土色豊かなものとする。

また、選手が十分に活躍できるよう標準献立を作成するとともに、調理関係者等を対象に講習会を開催し、標準献立の普及に努める。

5 弁当の調達

【国スボ】

昼食弁当については、県および会場地市町が、必要に応じて調達斡旋を行う。

【障スボ】

昼食弁当については、県が、必要に応じて調達斡旋を行う。

6 接遇講習会の実施

参加者へのサービスの向上と真心あふれるおもてなしを実践するため、宿泊業務従事者等を対象に、接遇講習会を実施する。

7 その他

上記のほか、宿泊業務の実施に関して必要な事項については、別に定める。

わたSHIGA輝く国スポ 宿泊要項

1 趣旨

この要項は、第79回国民スポーツ大会本大会の正式競技および特別競技に参加する選手・監督、役員等(以下「大会参加者」という。)の宿泊等に関する、必要な事項を定める。

2 方針

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会(以下「県委員会」という。)および会場地市町実行委員会(以下「会場地委員会」という。)は、わたSHIGA輝く国スポ合同配宿本部(以下「合同配宿本部」という。)を設置し、緊密な連携のもと、相互に十分な連絡調整を行うとともに、関係する機関および団体の協力を得て、大会参加者の宿泊について万全を期する。

3 業務の実施

合同配宿本部は、競技団体、滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合等の関係団体、宿泊施設等と連絡調整の上、大会参加者の宿舎の選定、確保および配宿等に関する業務に当たるとともに、これに関する紛議が生じた場合は、調停およびあっせんを行う。

4 宿泊対象者

この要項に定める宿泊対象者は、大会参加者のうち次に掲げる者で合同配宿本部に宿泊申込みのあった者とする。

- (1) 選手・監督、都道府県選手団本部役員、大会役員、特別招待者、競技会役員、競技役員および視察員
- (2) 報道員およびその他大会運営に参加する者で、県委員会が宿泊を必要と認めた者

5 宿舎の選定および確保

宿舎の選定および確保について、次により行うものとする。

- (1) 大会参加者の宿泊は、原則として会場地市町内の旅館等(旅館業法(昭和23年法律第138号)の許可を受けて営業を行う旅館、ホテルおよび簡易宿所をいう。以下同じ。)を利用する。
- (2) 会場地市町内の旅館等で大会参加者の収容が困難な場合は、その地域の実情に応じて、県内外近隣市町の旅館等および研修所等の宿泊施設に転用可能な施設を利用する。
- (3) 風紀上、衛生上および安全対策上等の理由により、支障があると認められる宿舎は利用しない。

6 配宿

大会参加者の配宿に当たっては、合同配宿本部が次の事項に留意して行うものとする。

- (1) 選手・監督の宿舎は、競技会場および練習会場までの交通状況および環境等に配慮し、都道府県別、競技別、種別および男女別に考慮して配宿する。
- (2) 選手・監督の宿舎は、原則として都道府県選手団本部役員、競技会役員および競技役員とは別にする。
- (3) 競技会役員および競技役員については、できる限り同一、または近隣の宿舎に配宿する。
- (4) 1人の宿舎に要する広さは、 3.3 m^2 (2畳)以上とする。

7 宿泊料金等

大会参加者の宿泊料金等は次のとおりとする。

(1) 宿泊

宿泊とは、入宿日の15時から出発日の10時までの客室の使用をいうものとし、原則として1泊2食とするが、1泊朝食、素泊まりも可とする。

(2) 宿泊料金

宿泊料金は下表の料金範囲内とする。ただし、大会役員等が、定員未満での利用などを希望する場合は、この料金範囲を超えることがある。

宿泊対象者	宿泊料金(税抜)			備考
	1泊2食	1泊朝食	素泊まり	
4(1)に掲げる者	2,500円 ～18,000円	2,000円 ～14,400円	1,750円 ～12,600円	通常のサービス・奉仕料および冷暖房料を含む
4(2)に掲げる者		2,000円 ～14,400円	1,750円 ～12,600円	

※1 1泊2食の宿泊料金は、500円刻みとする。

※2 1泊朝食料金は、1泊2食料金の80%相当額とする。

※3 素泊まり料金は、1泊2食料金の70%相当額とする。

(3) 入湯税等

入湯税および宿泊税(導入している地域のみ)については、外税とし、宿泊料金とは別に支払う。

(4) 欠食控除

欠食控除の適用は、朝食、夕食ともに4日前までに申し出た場合に限る。ただし、競技の進行状況により、やむを得ず夕食の欠食を申し出る場合は、宿舎と協議の上、決定する。

ア 夕食を欠食した場合の宿泊料金

当該施設の宿泊料金から20%を控除した額とする。

イ 朝食を欠食した場合の宿泊料金

当該施設の宿泊料金から 10%を控除した額とする。

宿泊対象者	宿泊料金(税抜)	
	夕食を欠食した場合	朝食を欠食した場合
4(1)に掲げる者	2,000 円～14,400 円	2,250 円～16,200 円
4(2)に掲げる者		1,750 円～12,600 円

(5) 休憩料金

入宿日の 15 時以前および出発日の 10 時以降に客室を利用する場合の休憩料金は、各宿舎の規定に基づくものとする。

(6) 入浴料

宿泊者が宿舎からの要請により公衆浴場等を利用した時の入浴料は、当該宿舎が負担する。

(7) 宿泊取消料

ア 大会参加の取消しや競技敗退等、やむを得ない理由により宿泊を取り消した場合の宿泊取消料は、各宿泊施設の宿泊取消料規定を適用する。なお、宿泊取消料規定の上限は、下表のとおりとする。

宿泊取消の申出区分	宿泊取消料	備考
宿泊予定日の9日前まで	不要	
宿泊予定日の8日前から宿泊予定日の4日前まで	宿泊料金(税抜)の 20%	素泊まりまたは欠食で申し込んだ場合は、その料金(税抜)を宿泊料金とする。
宿泊予定日の3日前から宿泊予定日の前日まで	宿泊料金(税抜)の 50%	
宿泊予定日当日	宿泊料金(税抜)の 100%	

(注)・荒天等による交通機関の不通で、宿舎への到着が困難な場合は、宿舎と協議して取消料を決定する。

・入宿前後に関わらず、災害等(地震、風水害、感染症等)により、競技会(種目・種別)が中止となった場合、荒天等による競技会会期の短縮決定により、宿泊取消を申し出た場合は、取り消した泊数に関わらず、一人につき1泊分の取消料のみとする。

イ 宿泊申込後、変更・取消しの申し出がない場合の取消料は、上記アの定めに関わらず、宿泊料金(税抜)の全額とする。

ウ 宿泊取消料は、宿泊責任者(宿泊申込代表者が宿泊者の中から定めた者。以下同じ。)または本人が当該宿舎へ支払うものとする。

また、宿泊責任者または本人が宿泊取消料を支払うことができない場合は、宿泊申込代表者が最終責任を負う。

(8) 宿泊料金等の精算

宿泊料金等は、原則として宿泊責任者が、各宿舎の指定する方法により精算する。ただし、選手・監督および都道府県選手団本部役員にあっては、出発日に一括精

算することができる。

(9) 宿泊料金等の適用期間

宿泊料金等の適用期間は、令和7年9月2日(火)15時から令和7年10月8日(水)10時までとする。

ただし、選手・監督、競技会役員および競技役員においては、原則として、参加する競技の開始日の4日前の15時から、競技終了翌日の10時までとする。

8 宿泊の申込み

(1) 宿泊の申込みは、別に定める宿泊事務実施要領(以下「実施要領」という。)により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して合同配宿本部に行うものとする。

ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる申込みが困難な場合は、宿泊申込書に必要事項を記入の上、ファクシミリまたは郵便により行うことを認めるものとする。

なお、効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到達した日とする。

(2) 選手・監督、都道府県選手団本部役員にあっては、第79回国民スポーツ大会実施要項(以下「大会実施要項」という。)に定める人員を超える宿泊申込みは認めない。

(3) インターネット等による宿泊申込みは、実施要領に定める申込期限までに行うものとする。

(4) 選手・監督および都道府県選手団本部役員については、申込期限までに宿泊申込がなかった場合は、大会実施要項の定めにより、大会への参加を認めない。

9 宿泊の変更および取消し

(1) 大会参加者の宿舎決定後の宿泊取消しについては、限られた宿泊施設を有効活用して配宿を行うことから、大会参加の取消し等の特別な事情のない限り認めない。

なお、不適切な対応が発生した場合は、日本スポーツ協会の国民スポーツ大会委員会において報告する。

(2) 入宿前の宿泊人数または宿泊日程の変更および取消しについては、実施要領により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して速やかに合同配宿本部に行うものとする。

ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる変更および取消しが困難な場合は、ファクシミリまたは郵便により行うことを認めるものとし、この場合にあっても、速やかに合同配宿本部へ連絡するものとする。

なお、その効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到達した日とする。

(3) 入宿後の宿泊人数の変更および取消しについては、宿泊責任者が直接当該宿

舎へ速やかに申し出るものとし、その効力の発生は、当該申し出があった日とする。

宿舎は、変更および取消しを受け付けた場合、精算後に合同配宿本部に報告する。

- (4) 合同配宿本部が指定する宿舎の変更は、原則として認めない。任意に変更したことによって生じた全ての損失は、任意に変更した者がその責任を負う。

10 食事

- (1) 大会参加者に提供する食事は、安全・安心かつ大会参加者が最良のコンディションで活躍できるよう、栄養面や衛生面を考慮すること。また食材については、大会期間中に入手しやすく、かつ食事料金も考慮の上、利用可能なものを選定する。なお、滋賀県産の食材を積極的に活用する。
- (2) 昼食については、原則として大会参加者の希望により、県委員会または会場地委員会が別に定める方法によりあっせんするものとする。

なお、金額については、次のとおりとする。

区分	料金
昼食弁当(お茶を含む)	1,100 円以内(税抜)

11 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、宿泊業務の実施に関して必要な事項は、実施要領に定めるものとする。
- (2) 宿泊料金、昼食弁当料金とともに、消費税および地方消費税の税率に変更があった場合は、開催時の税率を適用するものとする。

わたSHIGA輝く障スポ 宿泊要項

1 趣旨

この要項は、第24回全国障害者スポーツ大会に参加する選手・監督、役員等(以下「大会参加者」という。)の宿泊等に関して、必要な事項を定める。

2 方針

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会(以下「県委員会」という。)は、大会参加者が心身ともに良好な状態で大会に臨めるよう、関係する機関および団体の協力を得て、大会参加者の宿泊について万全を期する。

3 業務の実施

県委員会は、滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合等の関係団体および宿泊施設等と連絡調整の上、大会参加者の宿泊施設の選定、確保、配宿および宿泊環境の整備に関する業務に当たるとともに、これに関する紛議が生じた場合は、調停およびあっせんを行う。

4 宿泊対象者

この要項に定める宿泊対象者は、大会参加者のうち次に掲げる者で県委員会に宿泊申し込みのあった者とする。

- (1) 選手・監督、役員、介助者 (以下「選手団」という。)
- (2) 大会役員、特別招待者、競技役員、観察員、報道員およびその他大会運営に参加する者で、県委員会が宿泊を必要と認めた者

5 宿泊施設の選定および確保

宿舎の選定および確保については、次により行うものとする。

- (1) 大会参加者の宿舎は、原則として会場地市町内の旅館等(旅館業法(昭和23年法律第138号)の許可を受けて営業を行う旅館、ホテルおよび簡易宿所をいう。以下同じ。)を利用する。
- (2) 会場地市町内の旅館等で宿泊対象者の収容が困難な場合は、その地域の実情に応じて、県内外近隣市町村の旅館等を利用する。
- (3) 風紀上、衛生上または安全対策上の理由により、支障があると認められる宿舎は利用しない。

6 配宿

大会参加者の配宿に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

- (1) 選手団の一体性に配慮し、個人競技は選手団ごとに、団体競技はチームごとに同一の宿舎に配宿するよう努める。
- (2) 移動にかかる負担軽減に配慮し、参加する競技が実施される会場へ移動しやすい宿舎に配宿するよう努める。

(3) 障害者にとって利用しやすい宿舎に配宿するよう努める。

7 仮設物の設置

障害者の宿泊に必要なスロープ等の仮設物を設置する必要がある場合は、当該宿舎と協議の上、県委員会が設置する。

8 宿泊料金等

大会参加者の宿泊料金等は、次のとおりとする。

(1) 宿泊

宿泊とは、入宿日の15時から出発日の10時までの客室の使用をいうものとし、原則として1泊2食とするが、1泊朝食、素泊まりも可とする。

(2) 宿泊料金

宿泊料金は下表の料金範囲内とする。(わたSHIGA輝く国スポーツ宿泊料金を参考に設定)ただし、大会役員等が、定員未満での利用等を希望する場合は、この料金範囲を超えることがある。

宿泊対象者	宿泊料金(税抜)			備考
	1泊2食	1泊朝食	素泊まり	
4(1)に掲げる者	2,500円 ～18,000円	2,000円 ～14,400円	1,750円 ～12,600円	通常のサービス・奉仕料および冷暖房料を含む
4(2)に掲げる者		2,000円 ～14,400円	1,750円 ～12,600円	

※1 1泊2食料金は500円刻みとする。

※2 1泊朝食料金は、1泊2食料金の80%相当額とする。

※3 素泊まり料金は、1泊2食料金の70%相当額とする。

(3) 入湯税等

入湯税および宿泊税(導入している地域のみ)については外税とし、宿泊料金とは別に支払う。

(4) 欠食控除

欠食控除の適用は、朝食、夕食ともに4日前までに申し出た場合に限る。ただし、競技の進行状況により、やむを得ず夕食の欠食を申し出る場合は、宿舎と協議の上、決定する。

ア 夕食を欠食した場合の宿泊料金

当該施設の宿泊料金から20%を控除した額とする。

イ 朝食を欠食した場合の宿泊料金

当該施設の宿泊料金から10%を控除した額とする。

宿泊対象者	宿泊料金(税抜)	
	夕食を欠食した場合	朝食を欠食した場合
4(1)に掲げる者	2,000円～14,400円	2,250円～16,200円
4(2)に掲げる者		1,750円～12,600円

(5) 休憩料金

入宿日 15 時以前および出発日の 10 時以降に客室を使用する場合の休憩料金は、各宿舎の規定に基づくものとする。

(6) 入浴料

宿泊者が宿舎からの要請により公衆浴場等を利用した時の入浴料は、当該宿舎が負担する。

(7) 宿泊取消料

大会参加の取消しや、やむを得ない理由により宿泊を取り消した場合の宿泊取消料は、各宿泊施設の宿泊取消料規定を適用する。なお、宿泊取消料規定の上限は、下表のとおりとする。

申出区分	宿泊取消料	備考
宿泊予定日の9日前まで	不要	
宿泊予定日の8日前から宿泊予定日の4日前まで	宿泊料金(税抜)の 20%	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金(税抜)を宿泊料金とする。
宿泊予定日の3日前から宿泊予定日の前日まで	宿泊料金(税抜)の 50%	
宿泊予定日当日	宿泊料金(税抜)の 100%	

(注)・荒天等による交通機関の不通で、宿舎への到着が困難な場合は、宿舎と協議して取消料を決定する。

- ・入宿前後に関わらず、災害等(地震、風水害、感染症等)により、競技会(種目・種別)が中止となり、宿泊取消しを申し出た場合は、取り消した泊数に関わらず、一人につき1泊分の取消料のみとする。

なお、この規定は、大会参加者全てに適用するものとする。

(8) 宿泊料金等の精算

宿泊料金および宿泊取消料については、別に定める方法により、県委員会が指定する期日までに支払うものとする。

なお、上記以外の宿泊に関する費用については、退宿時に当該宿舎が定める方法により支払うものとする。

(9) 宿泊料金等の適用期間

当該宿泊料金等の適用期間は、令和7年 10 月 23 日(木)15 時から令和7年 10 月 28 日(火)10 時までとする。

9 宿泊の申込み

(1) 選手団については、都道府県および政令指定都市がそれぞれ宿泊申込代表者を定め、別に定める宿泊事務実施要領(以下「実施要領」という。)により、宿泊申込代表者がインターネットにより県委員会に申込みを行うものとする。

ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる申込みが困難な場合は、宿泊申込書に必要事項を記入の上、ファクシミリまたは郵送により申込むことを認めるものとする。

なお、効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到達した日とする。

また、選手団以外の宿泊対象者については、各参加団体が同様に行うものとする。

- (2) 宿泊申込代表者は、宿泊申込みについて最終的な責任を負うものとする。
- (3) 宿泊申込代表者は、入宿後の宿舎と宿泊者との連絡調整のため、宿舎ごとに宿泊責任者を選定するものとする。
- (4) インターネット等による宿泊申込みは、実施要領に定める申込期限までに行うものとする。

10 宿泊の変更および取消し

- (1) 入宿前の宿泊人数又は宿泊日程の変更及び取消しについては、実施要領の様式により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して速やかに県委員会へ行うものとする。ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる変更や取消しが困難な場合は、ファクシミリ又は郵送により行うことを認めるものとし、この場合にあっても速やかに県委員会に連絡するものとする。
なお、効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到達した日とする。
- (2) 入宿後の宿泊人数の変更及び取消しは、選手団については、宿泊責任者が直接当該宿舎へ申し出るものとし、その効力の発生時期は当該申出があった日とする。また、選手団以外の宿泊対象者については、宿泊責任者又は宿泊者本人が同様に申し出るものとし、その効力の発生は、その申し出があった日とする。
- (3) 県委員会が指定した宿舎の変更は、原則として認めない。なお、任意に変更したことによって生じた全ての損失は、任意に変更した者がその責任を負う。

11 食事

- (1) 大会参加者に提供する食事は、安全・安心かつ大会参加者が最良のコンディションで活躍できるよう、栄養面や衛生面を考慮すること。また食材については、大会期間中に入手しやすく、かつ食事料金も考慮の上、利用可能なものを選定する。なお、滋賀県産の食材を積極的に活用する。
- (2) 昼食については、原則として大会参加者の希望により、県委員会が別に定める方法によりあっせんするものとする。

なお、金額については、次のとおりとする。

区分	料金
昼食弁当(お茶を含む)	1,100円以内(税抜)

12 その他

- (1) 宿舎での食事、入浴等に特別な介助を要する者の介助については、その者の所属する選手団等の責任において行うものとする。
- (2) この要項に定めるもののほか、宿泊業務の実施に関して必要な事項は、実施要領

に定めるものとする。

- (3) 宿泊料金、昼食弁当料金とともに、消費税および地方消費税の税率に変更があった場合は、開催時の税率を適用するものとする。